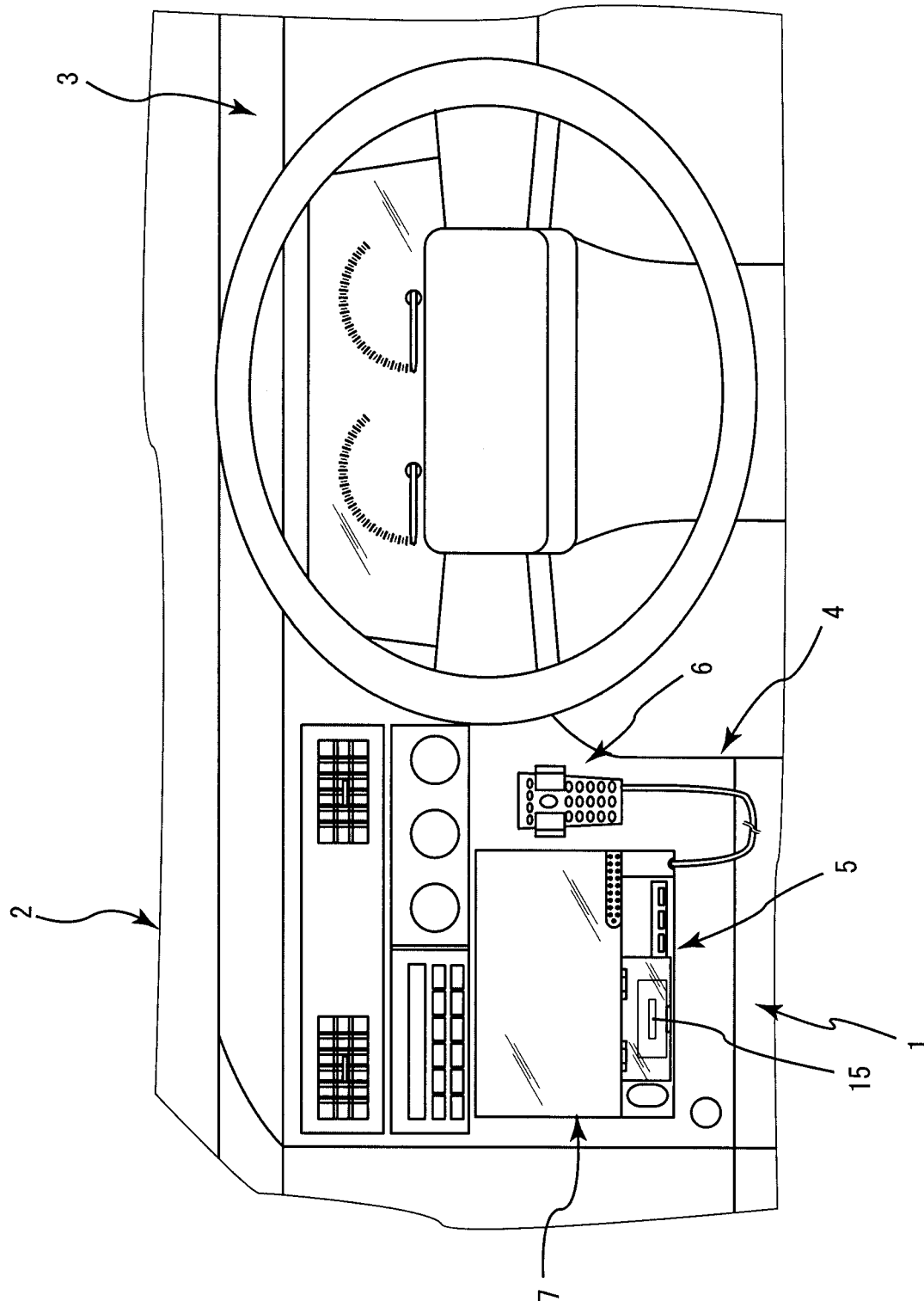
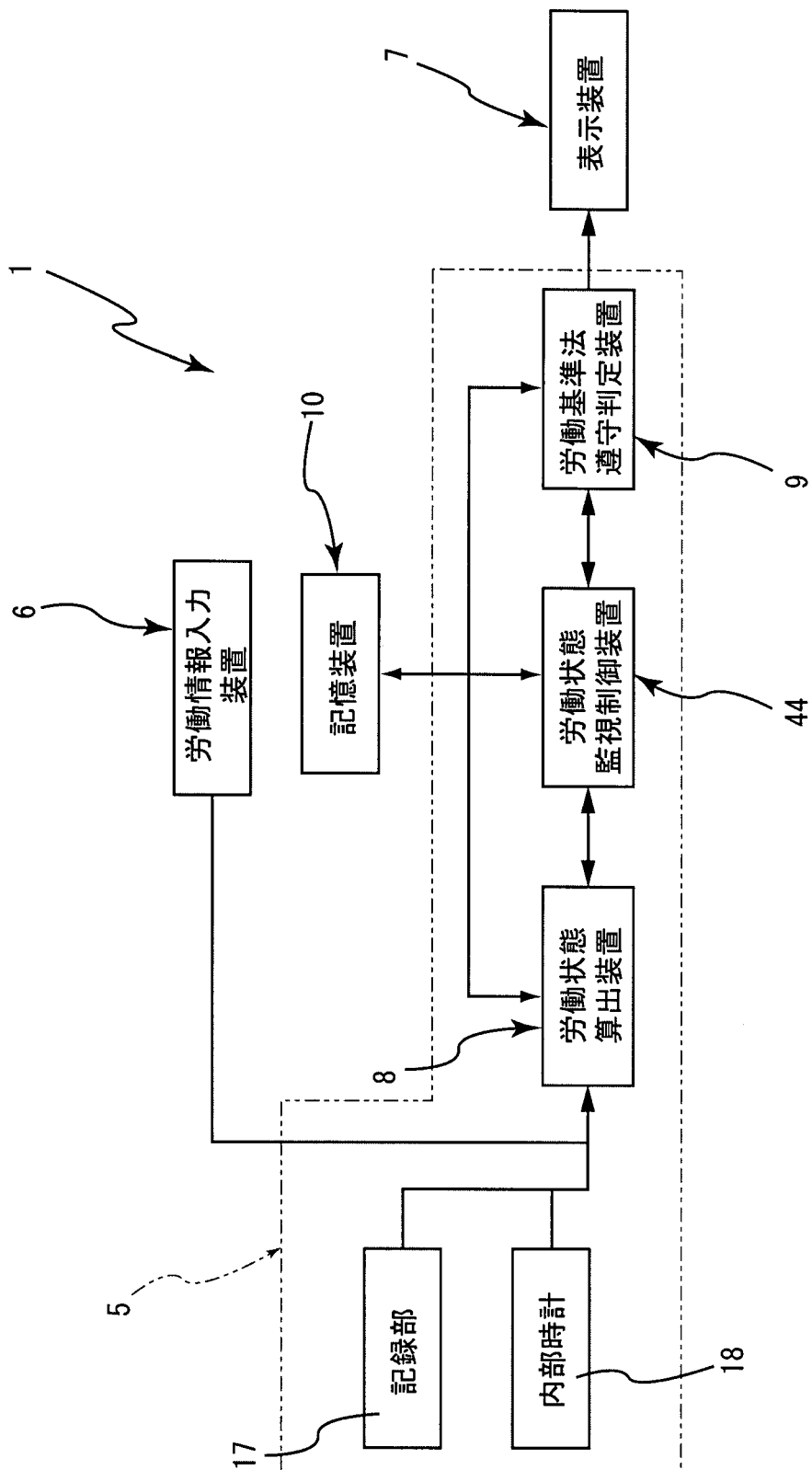


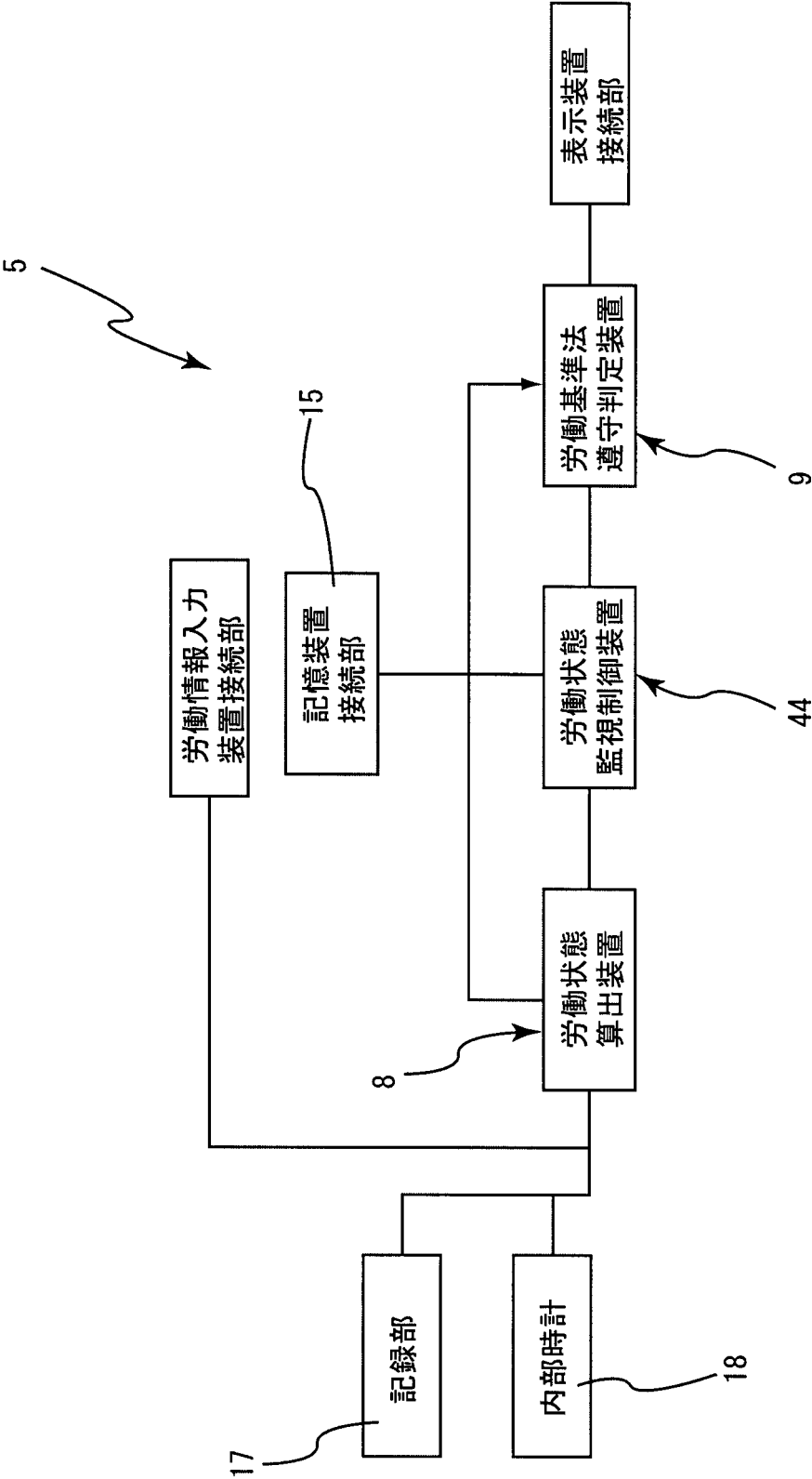
[図1]



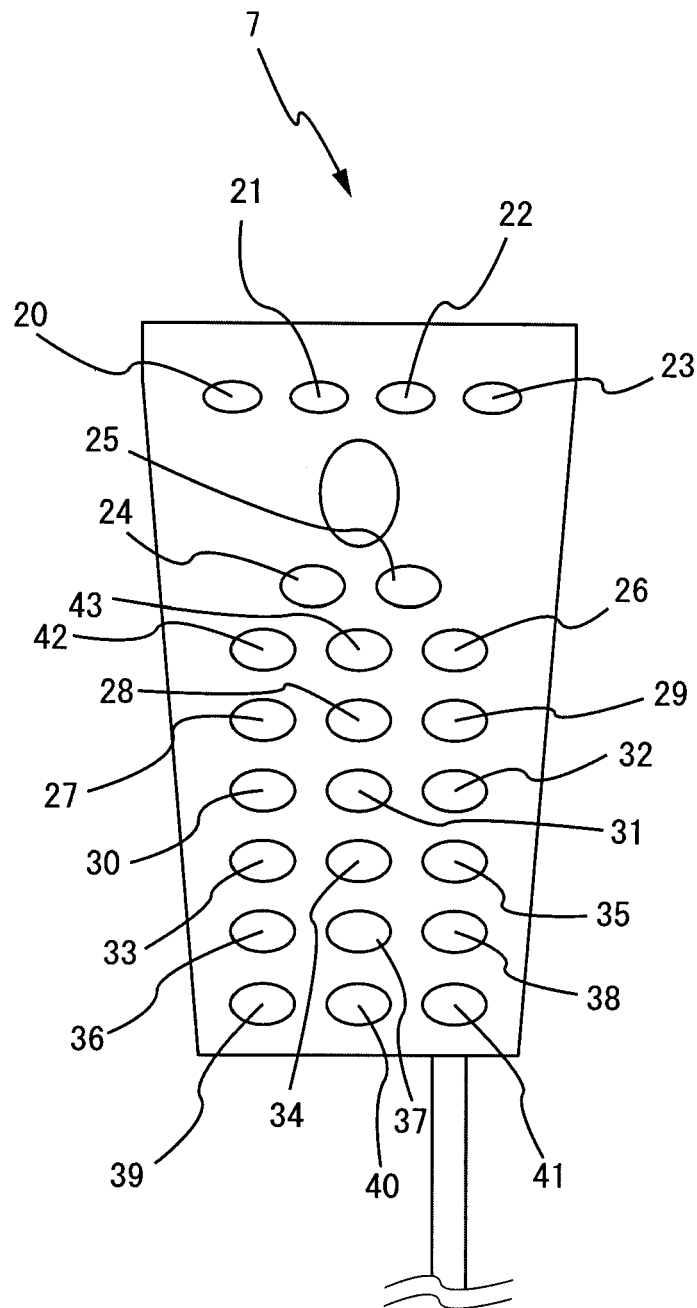
[図2]



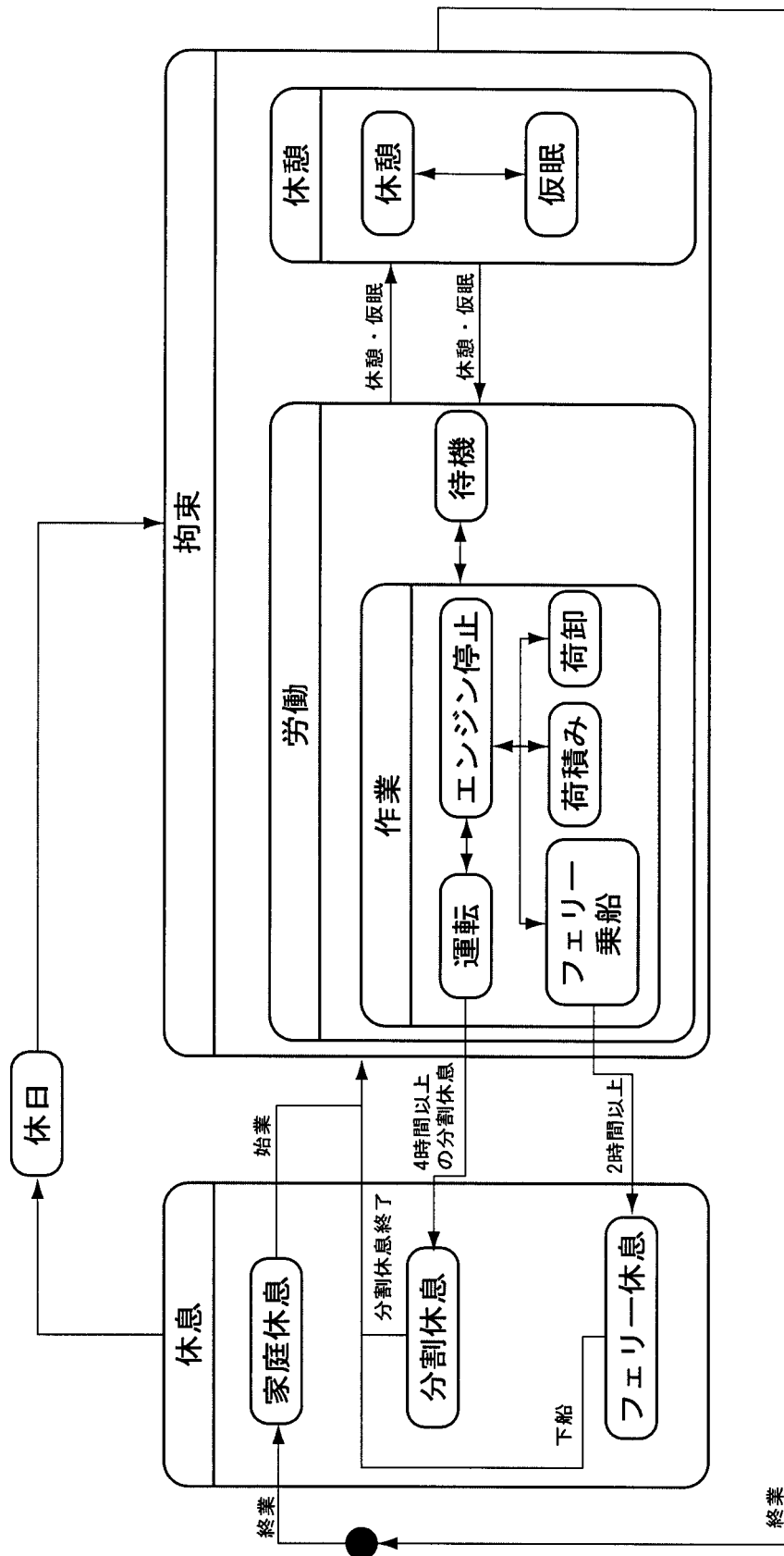
[図3]



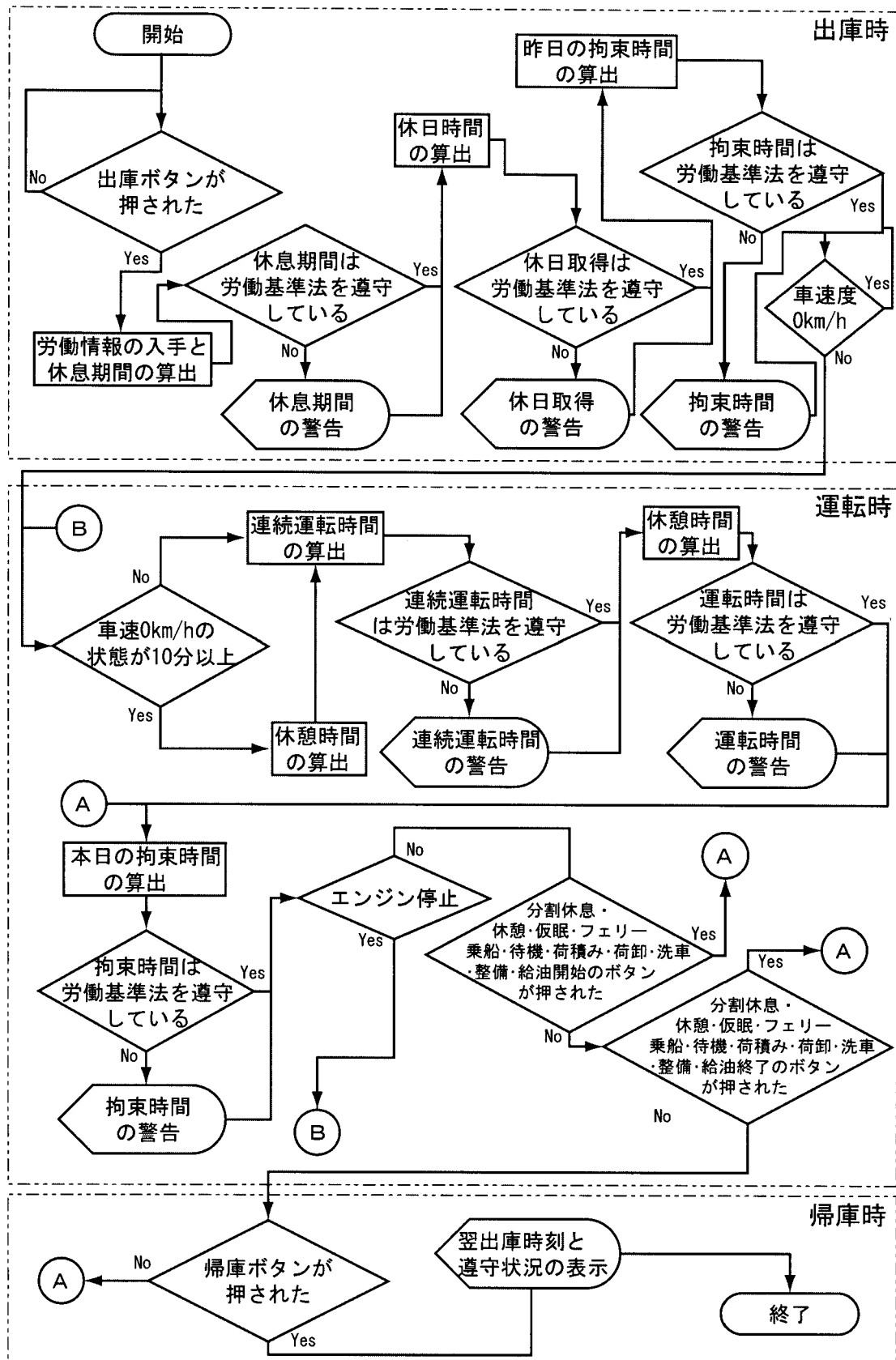
[図4]



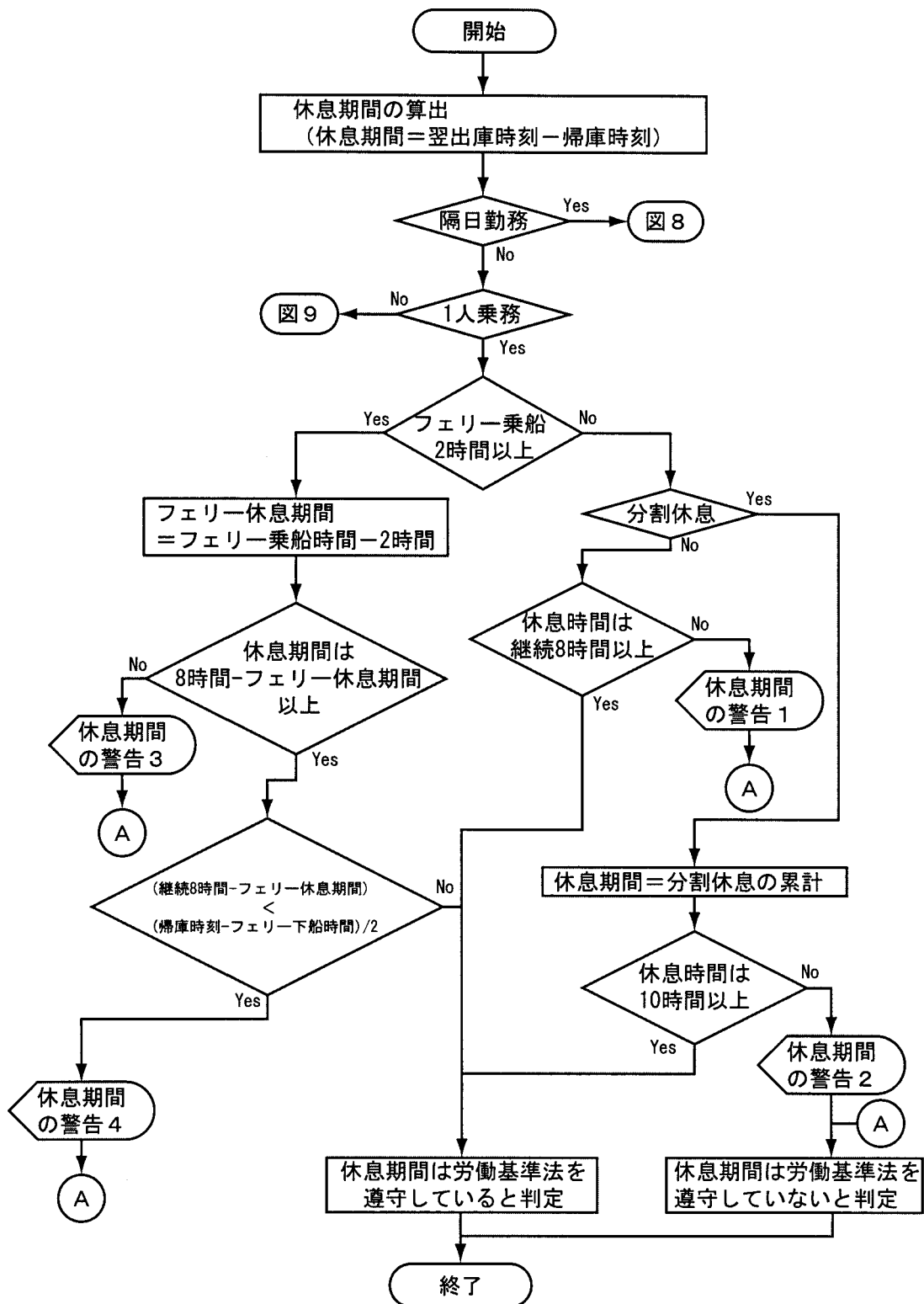
[図5]



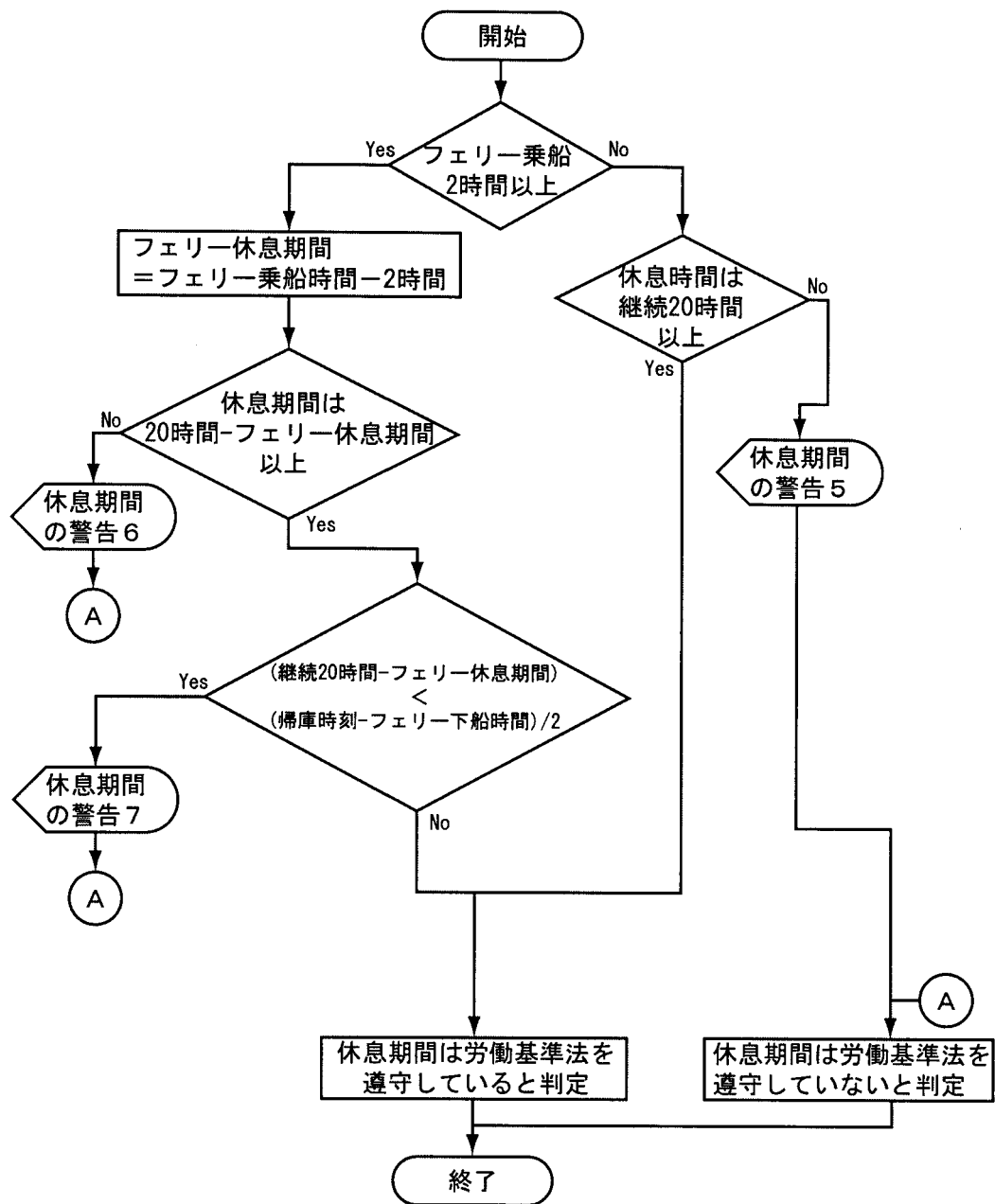
[図6]



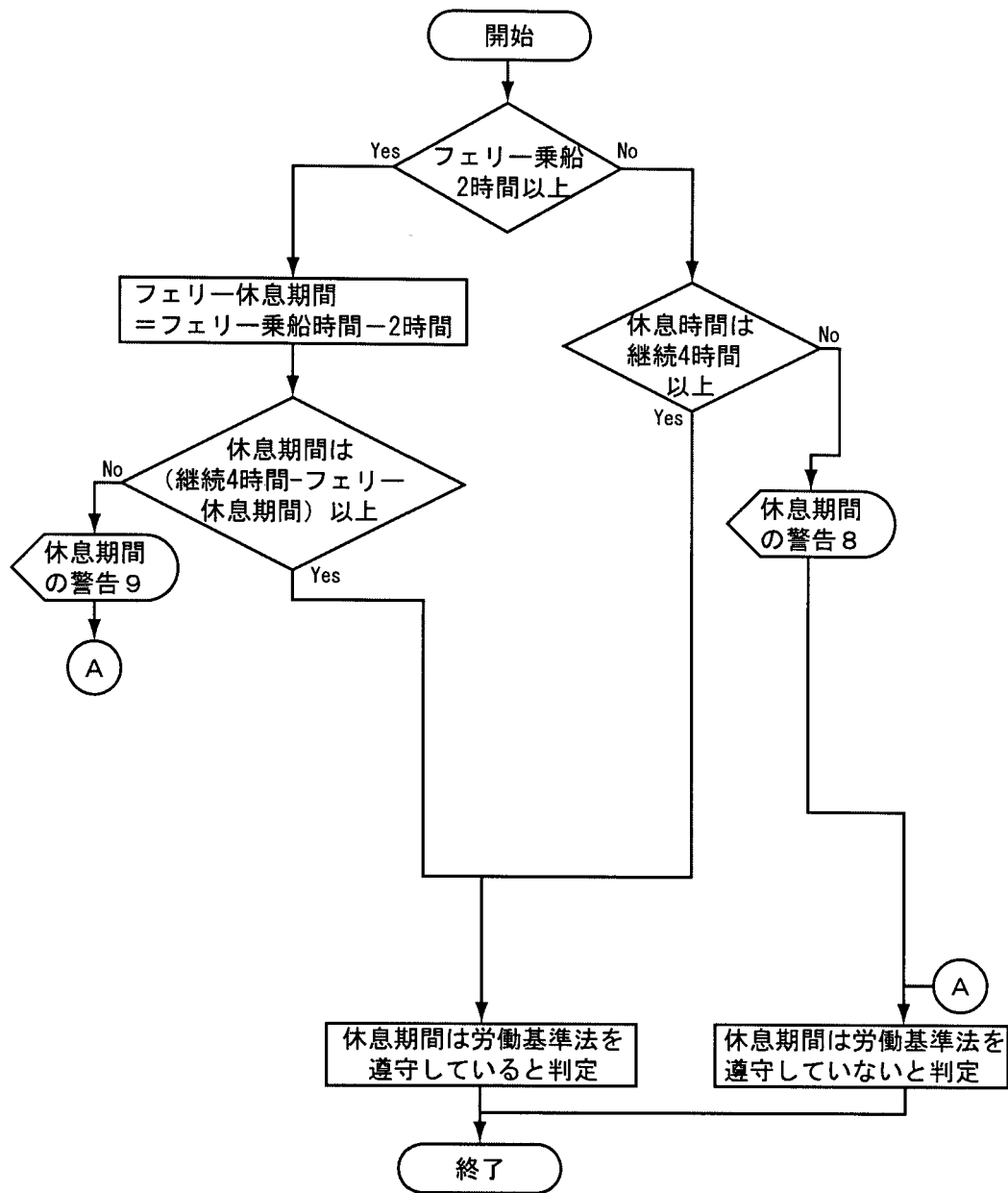
[図7]



[図8]



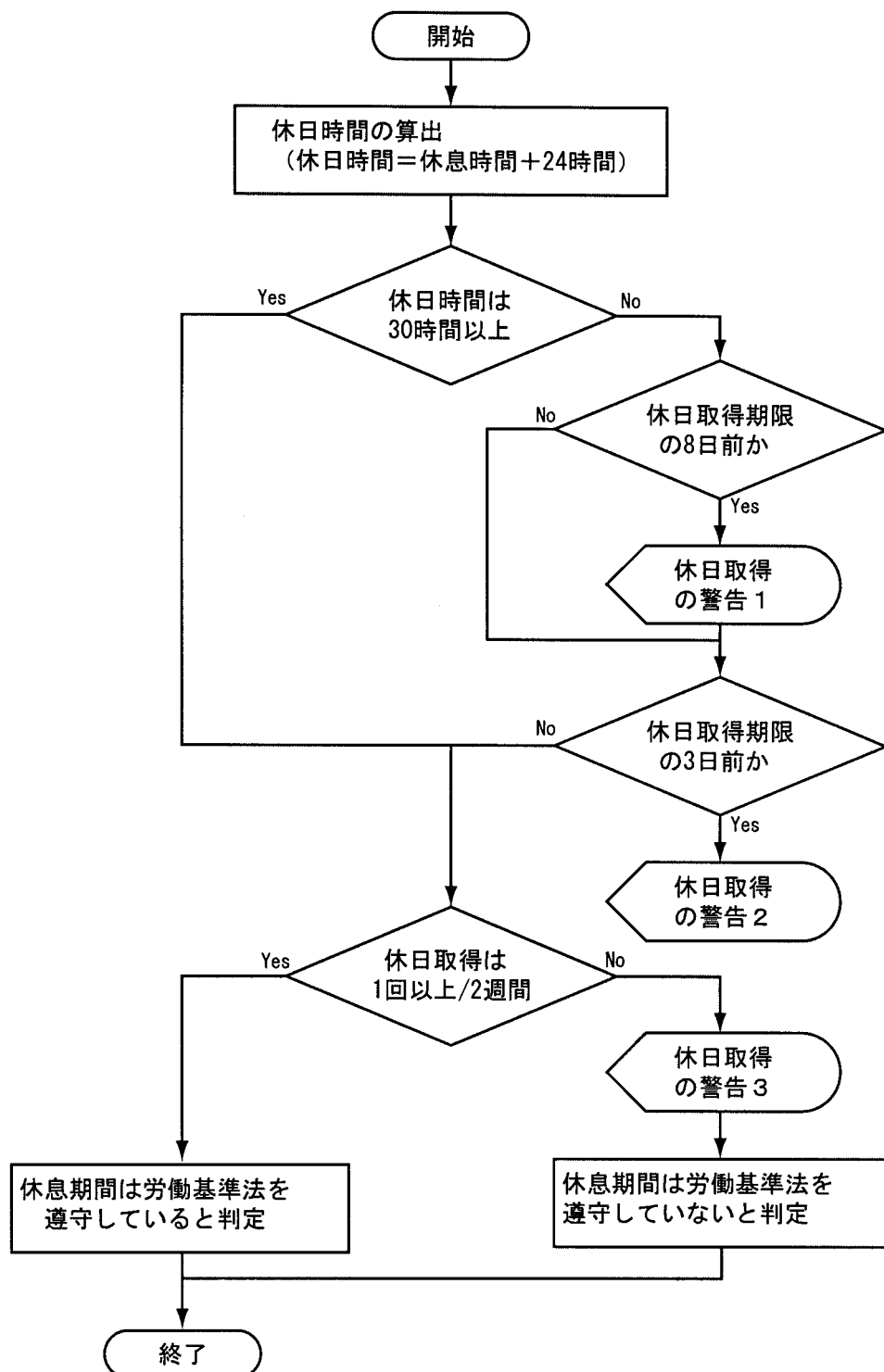
[図9]



[図10]

休息期間警告番号	警告メッセージ
休息期間警告 1	休息期間は労働基準法の定める8時間以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 2	分割休息期間は労働基準法の定める10時間以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 3	フェリー乗船の休息期間は労働基準法の定める(継続8時間-フェリー休息期間)以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 4	フェリー乗船の時の休息期間は労働基準法の定める(20時間-フェリー休息期間)は(帰庫時刻-フェリー下船時間)/2 以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 5	隔日勤務の休息期間は労働基準法の定める継続20時間以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 6	隔日勤務のフェリー乗船の時の休息期間は労働基準法の定める(継続20時間-フェリー休息期間)以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 7	隔日勤務のフェリー乗船の時の休息期間は労働基準法の定める(20時間-フェリー休息期間)は(帰庫時刻-フェリー下船時間)/2 以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 8	2人乗務の休息期間は労働基準法の定める継続4時間以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
休息期間警告 9	2人乗務のフェリー乗船の時の休息期間は労働基準法の定める(継続4時間-フェリー休息期間)以上ではないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。

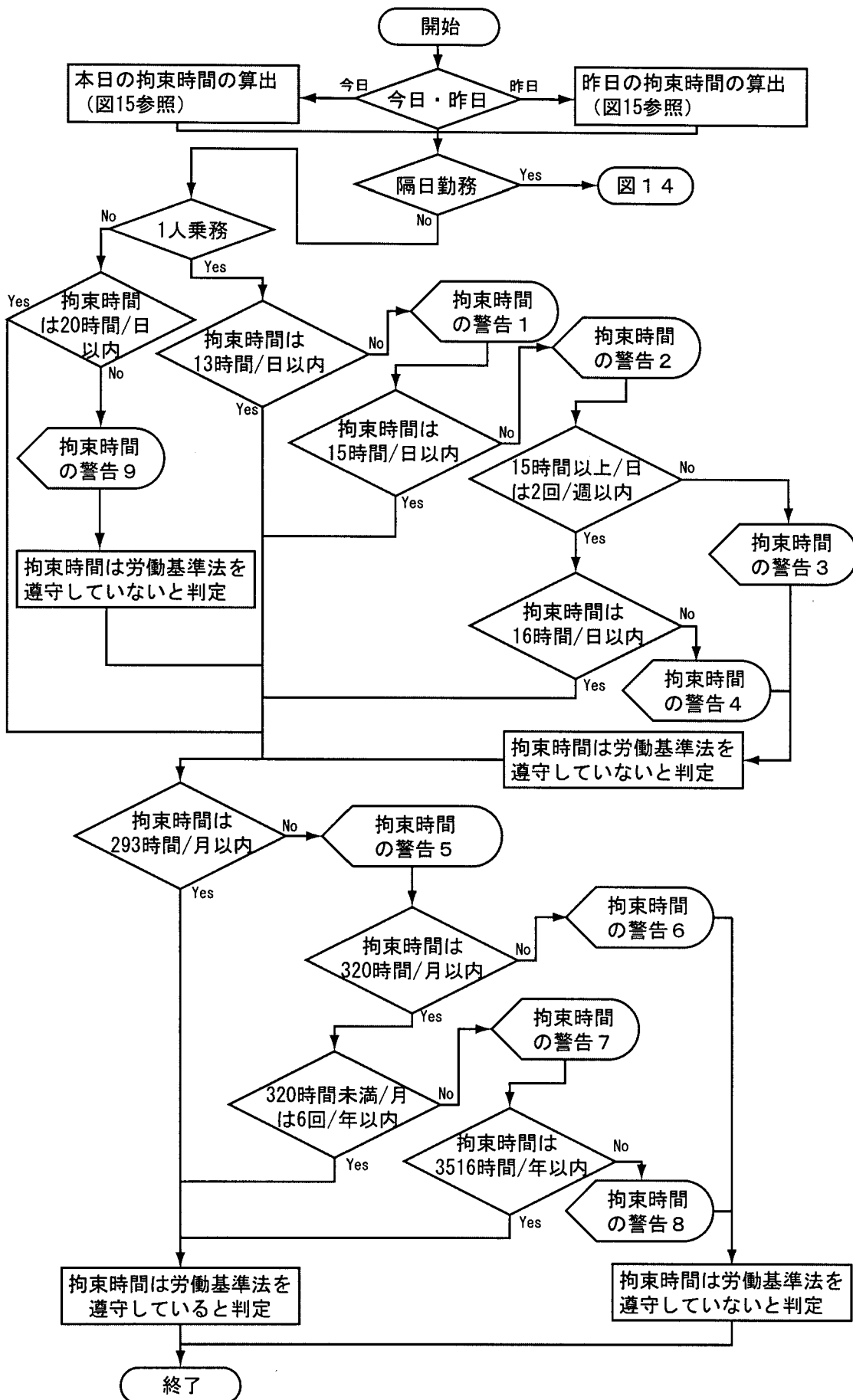
[図11]



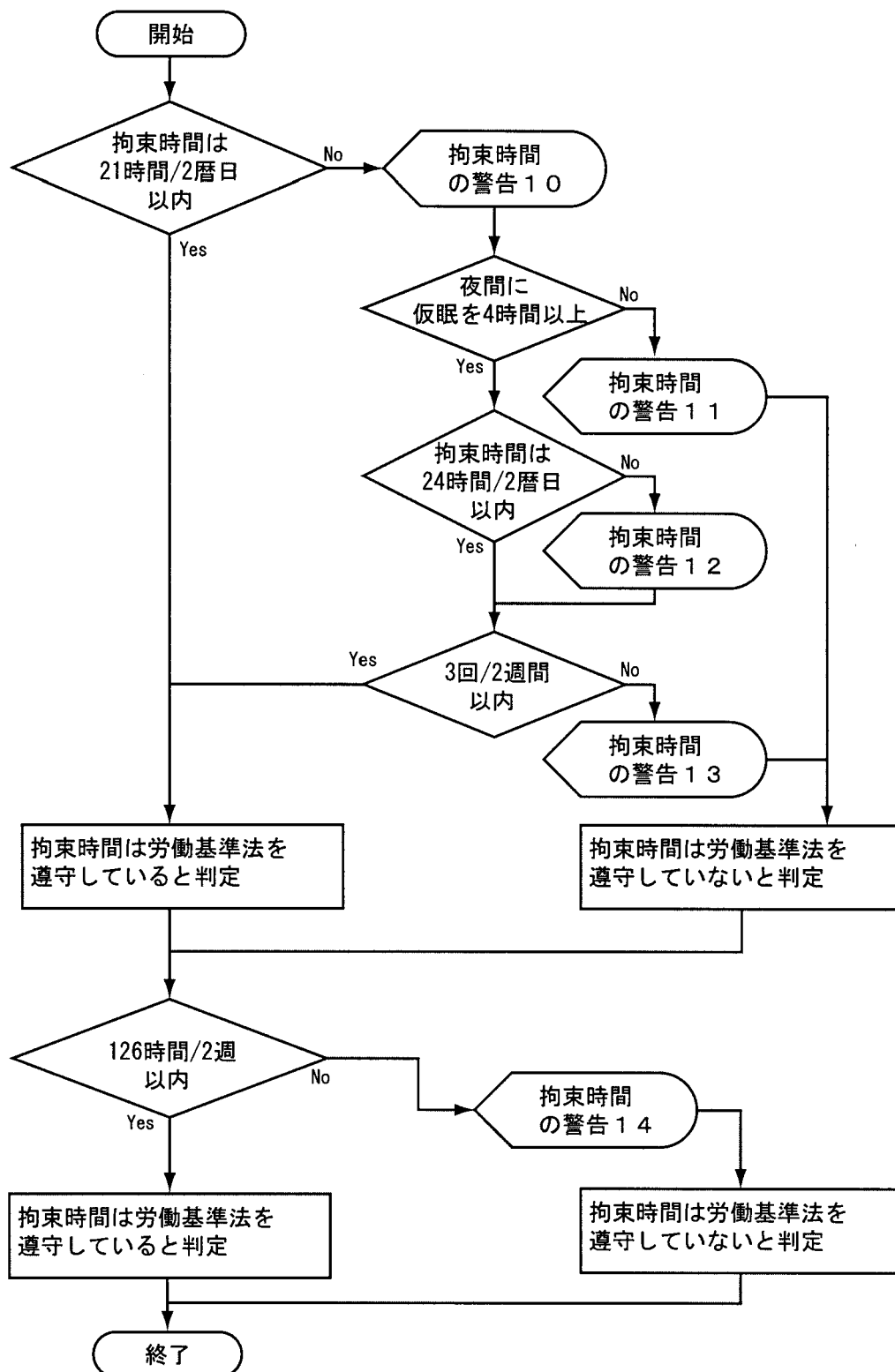
[図12]

休日取得警告番号	警告メッセージ
休日取得警告 1	前回の休日からまだ休日を取得していません。労働基準法の定める2週間に1回必ず休日を取得して下さい。
休日取得警告 2	労働基準法の定める2週間に1回休日を取得していません。労働基準法を遵守するよう明日、明後日以内に休日を取得して下さい。
休日取得警告 3	労働基準法の定める2週間に1回休日を取得していないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。

[図13]

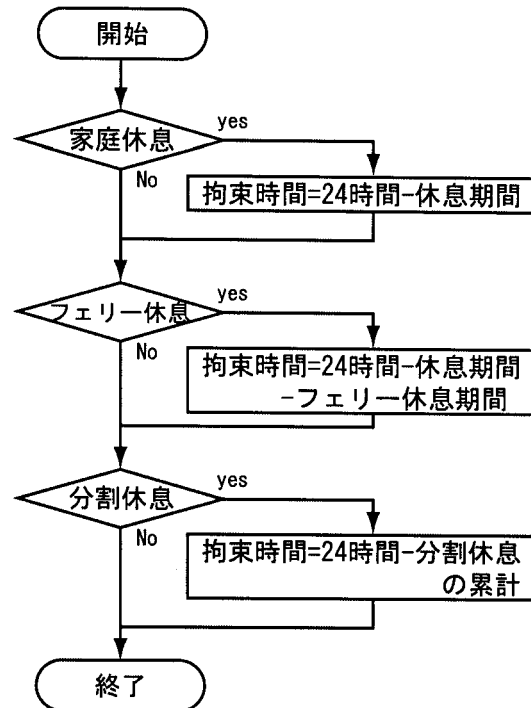


[図14]

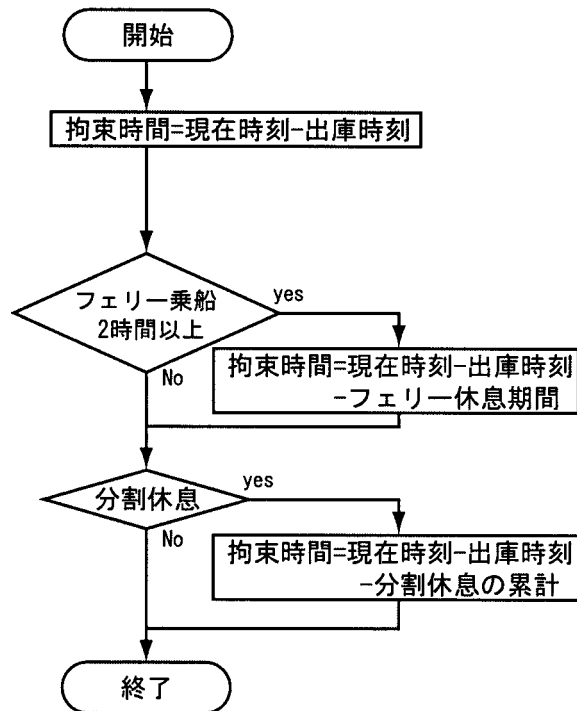


[図15]

昨日の拘束時間算出のフローチャート



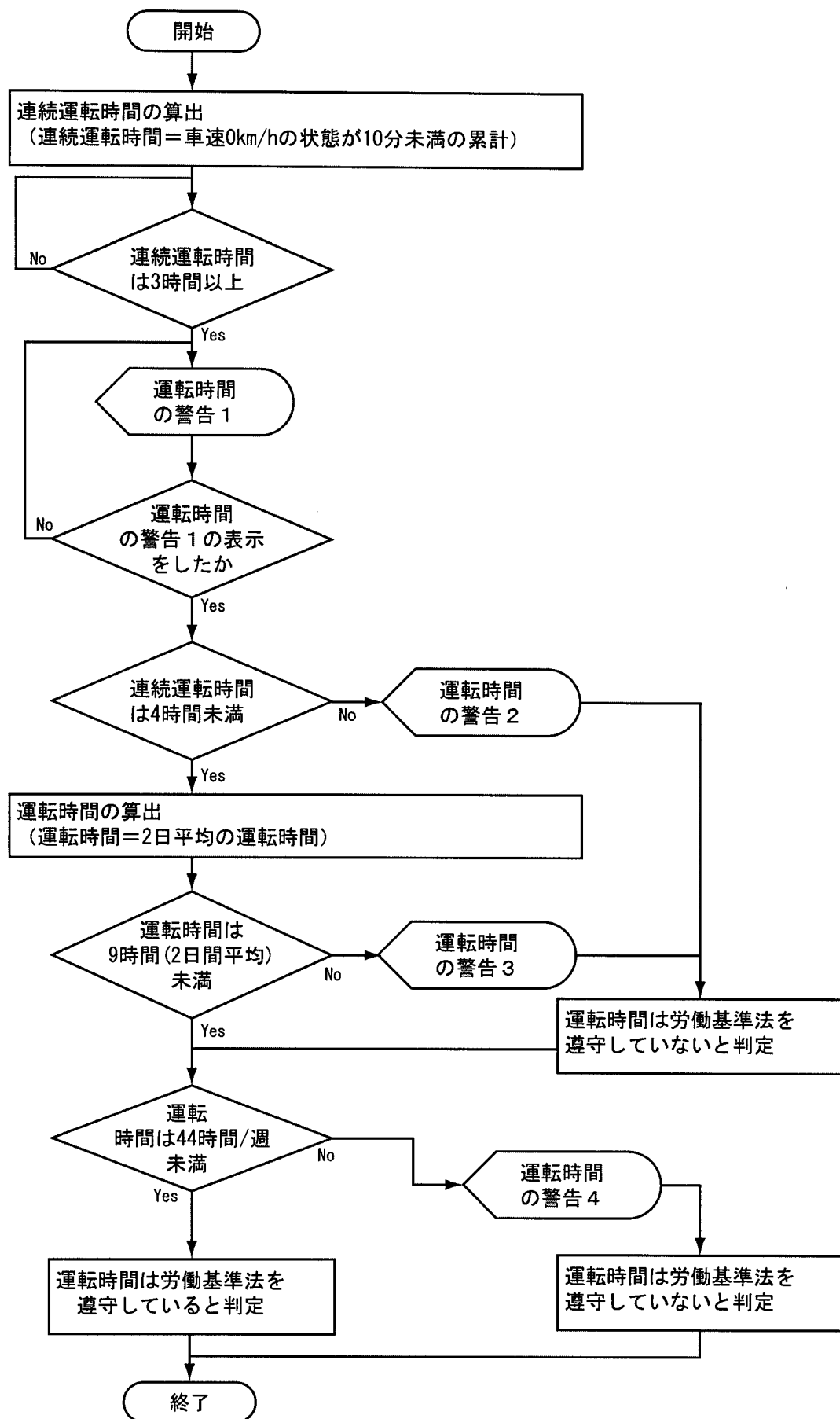
本日の拘束時間算出のフローチャート



[図16]

拘束時間警告番号	警告メッセージ
拘束時間警告 1	拘束時間は労働基準法の定める 1 日当たり 13 時間未満を超えました。今後拘束時間を 2 時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 2	拘束時間は労働基準法の定める 2 日平均 15 時間未満を超えました。今後拘束時間を 1 時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 3	拘束時間は労働基準法の定める 1 日当たり 15 時間以上、1 週間 2 回以内を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 4	拘束時間は労働基準法の定める 1 日当たり 16 時間未満を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 5	拘束時間は労働基準法の定める 1 ヶ月当たり 293 時間未満を超えました。今月の拘束時間を 27 時間未満に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 6	拘束時間は労働基準法の定める 1 ヶ月当たり 320 時間未満を超え、労働基準法を遵守していません。今後 1 ヶ月当たり拘束時間を 320 時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 7	拘束時間は労働基準法の定める 1 ヶ月当たり 293 時間以上 320 時間未満、1 年間 6 回を超えました。今後拘束時間を 1 年間で 3516 時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 8	拘束時間は労働基準法の定める 1 年間当たり 3516 時間を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 9	拘束時間は 2 人乗務の時の 1 日当たり 21 時間以内を超え、労働基準法を遵守し得地ません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 10	隔日勤務の拘束時間は 2 暦日当たり 21 時間を超えました。今後は 21 時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 11	隔日勤務の拘束時間は労働基準法の定める 2 暦日当たり 21 時間を超え、かつ夜間に仮眠を 4 時間以上取得していないため、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 12	隔日勤務の拘束時間は 2 暦日当たり 24 時間を超えました。今後は 2 暦日当たり 24 時間を超える回数を、2 週間当たり 3 回以内に抑えるよう心掛けて下さい。
拘束時間警告 13	隔日勤務の拘束時間は労働基準法の定める 2 暦日当たり 24 時間を超え、かつこの回数が 2 週間当たり 3 回を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
拘束時間警告 14	隔日勤務の拘束時間は労働基準法の定める 2 週間当たり 126 時間を超え、労働基準法を遵守し得地ません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。

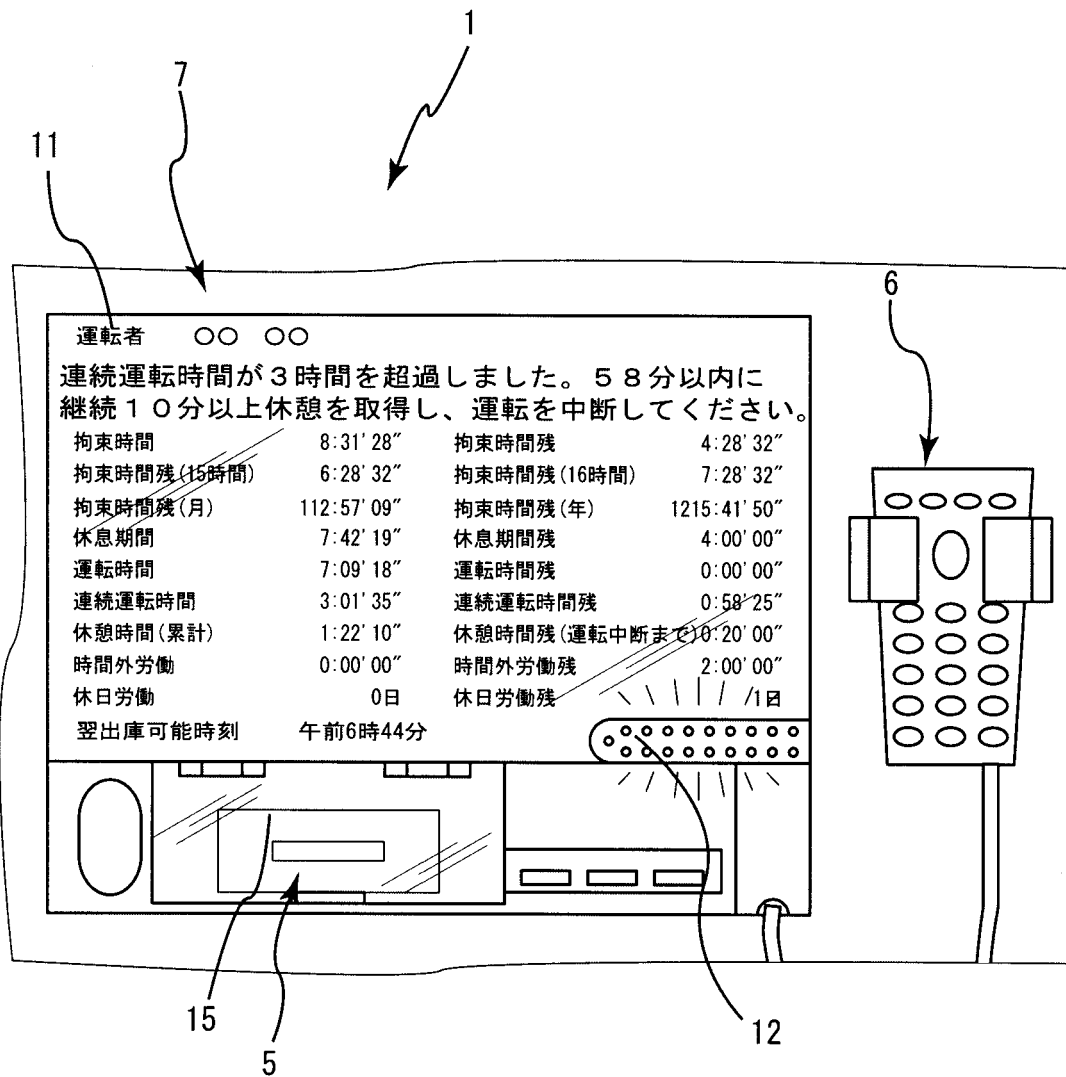
[図17]



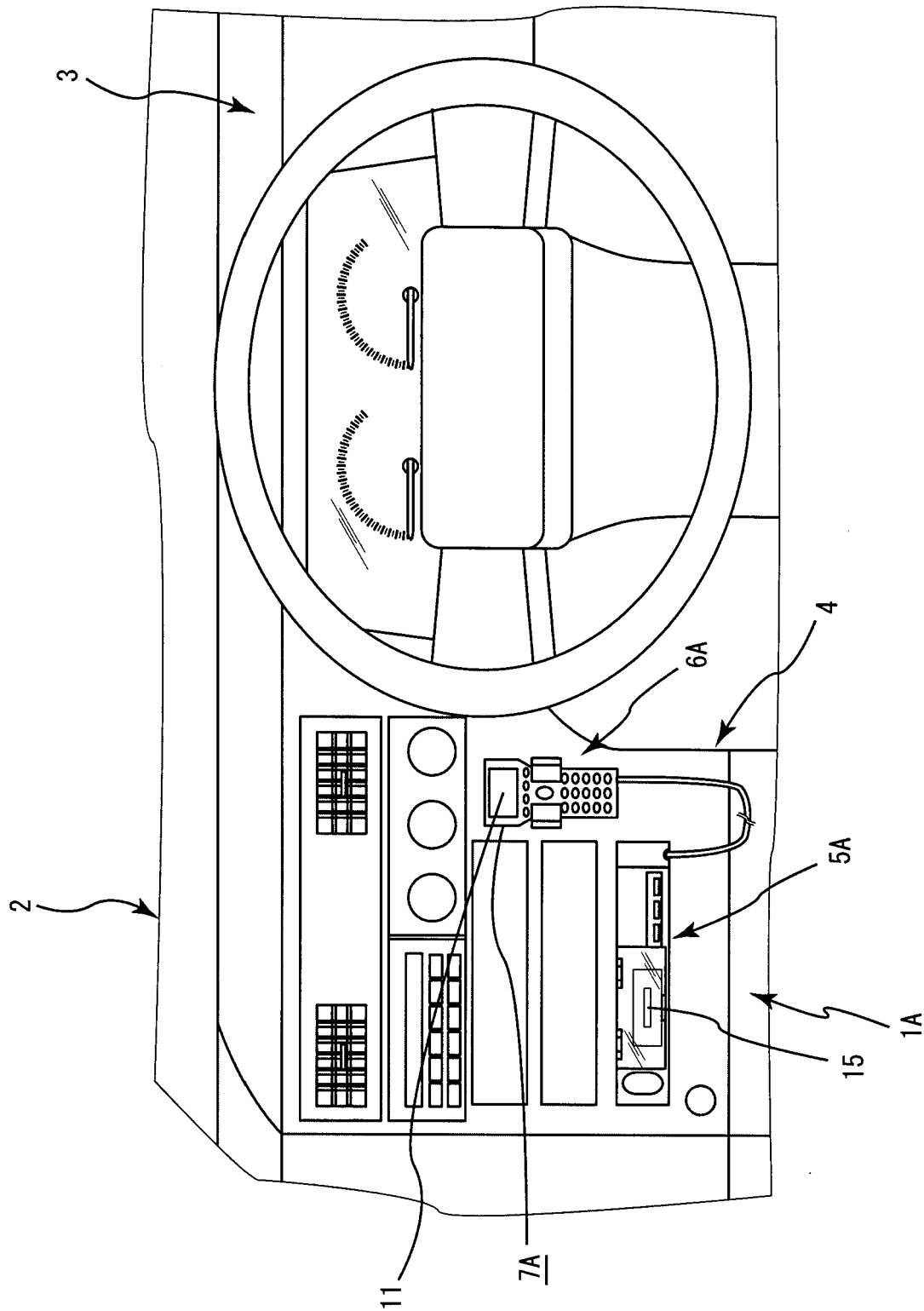
[図18]

運転時間警告番号	警告メッセージ
運転時間警告 1	連続運転時間は3時間を超えました。今後連続運転時間を1時間以内に抑えるよう心掛けて下さい。
運転時間警告 2	連続運転時間は労働基準法の定める4時間未満を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
運転時間警告 3	運転時間は労働基準法の定める2日平均の9時間を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。
運転時間警告 4	運転時間が労働基準法の1週間当たり44時間を超え、労働基準法を遵守していません。帰庫後この事を運行管理者に報告して下さい。

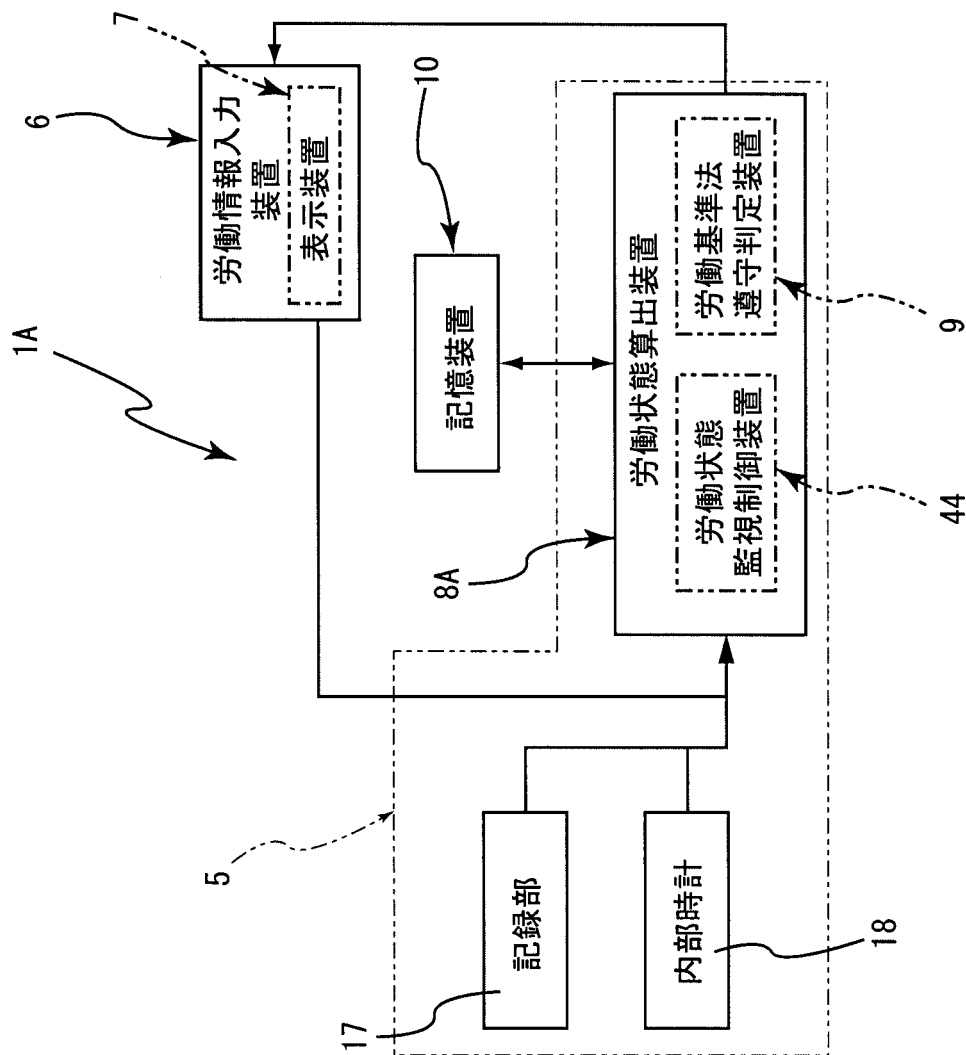
[図19]



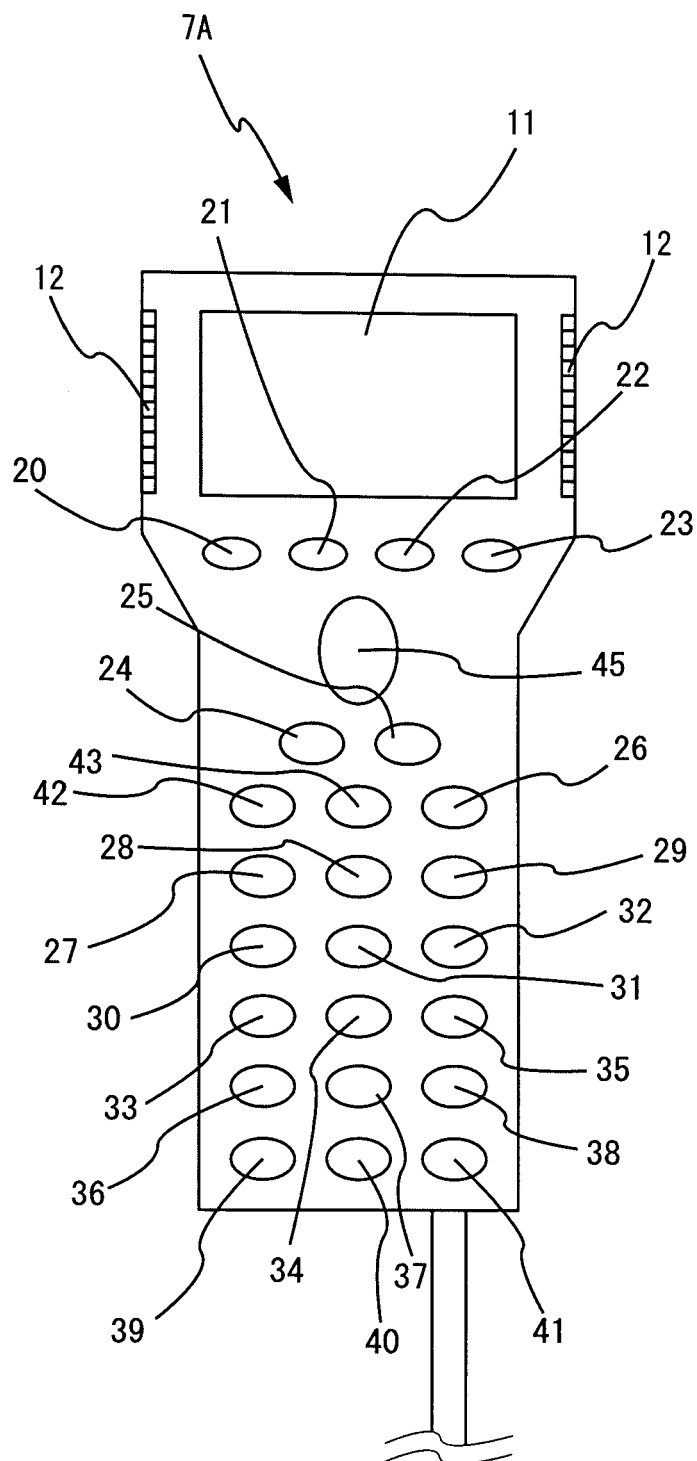
[図20]



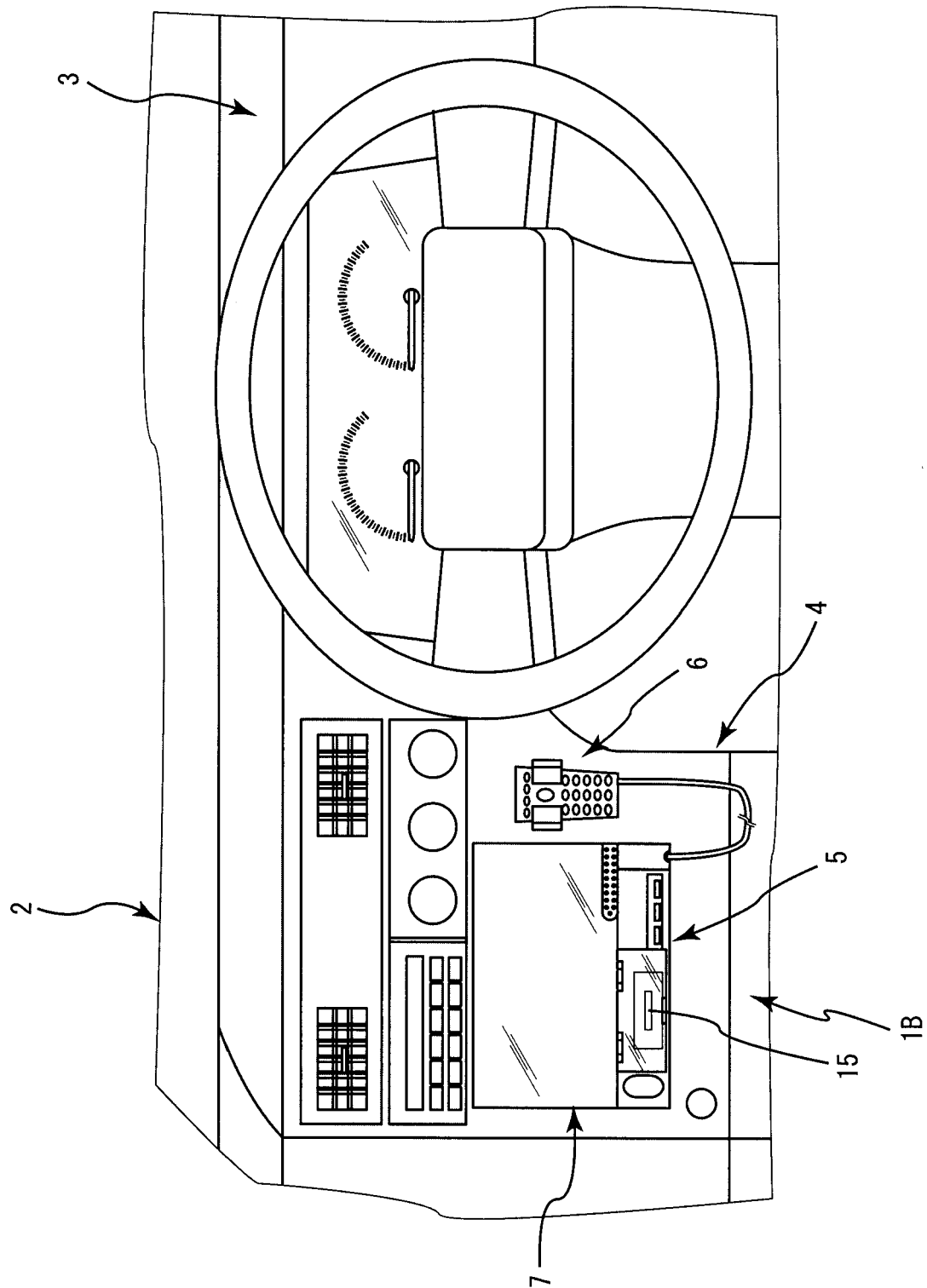
[図21]



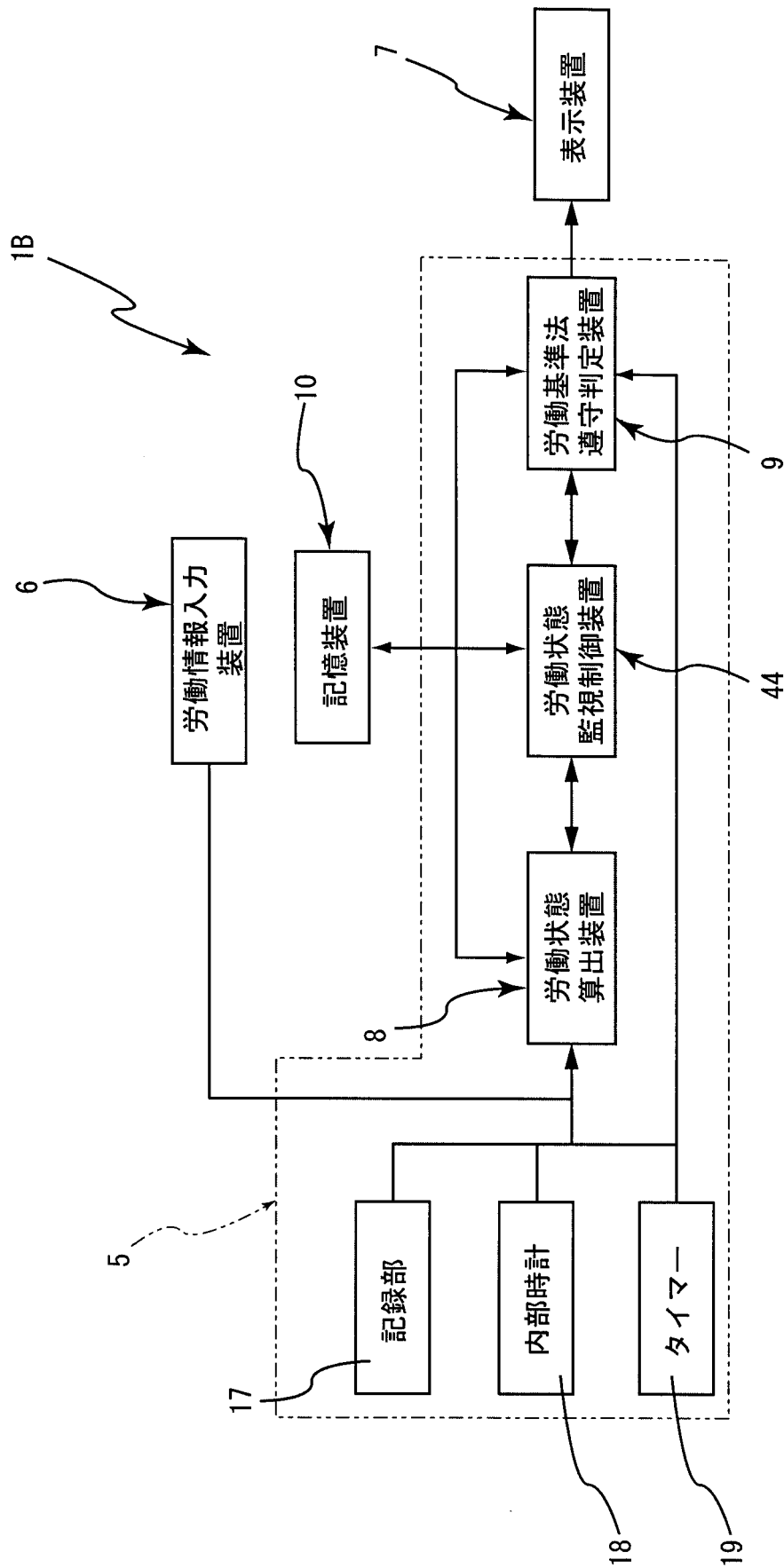
[図22]



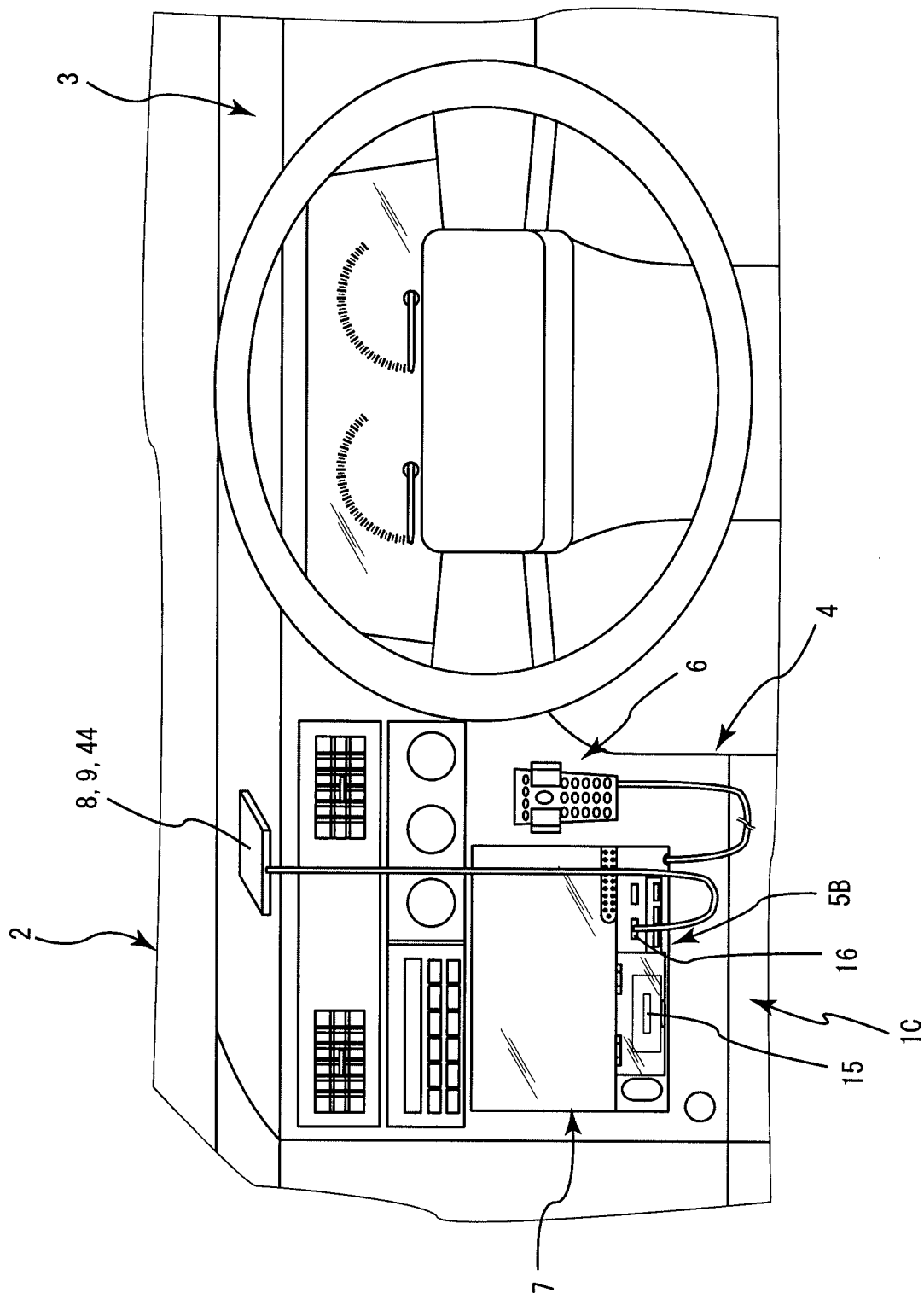
[図23]



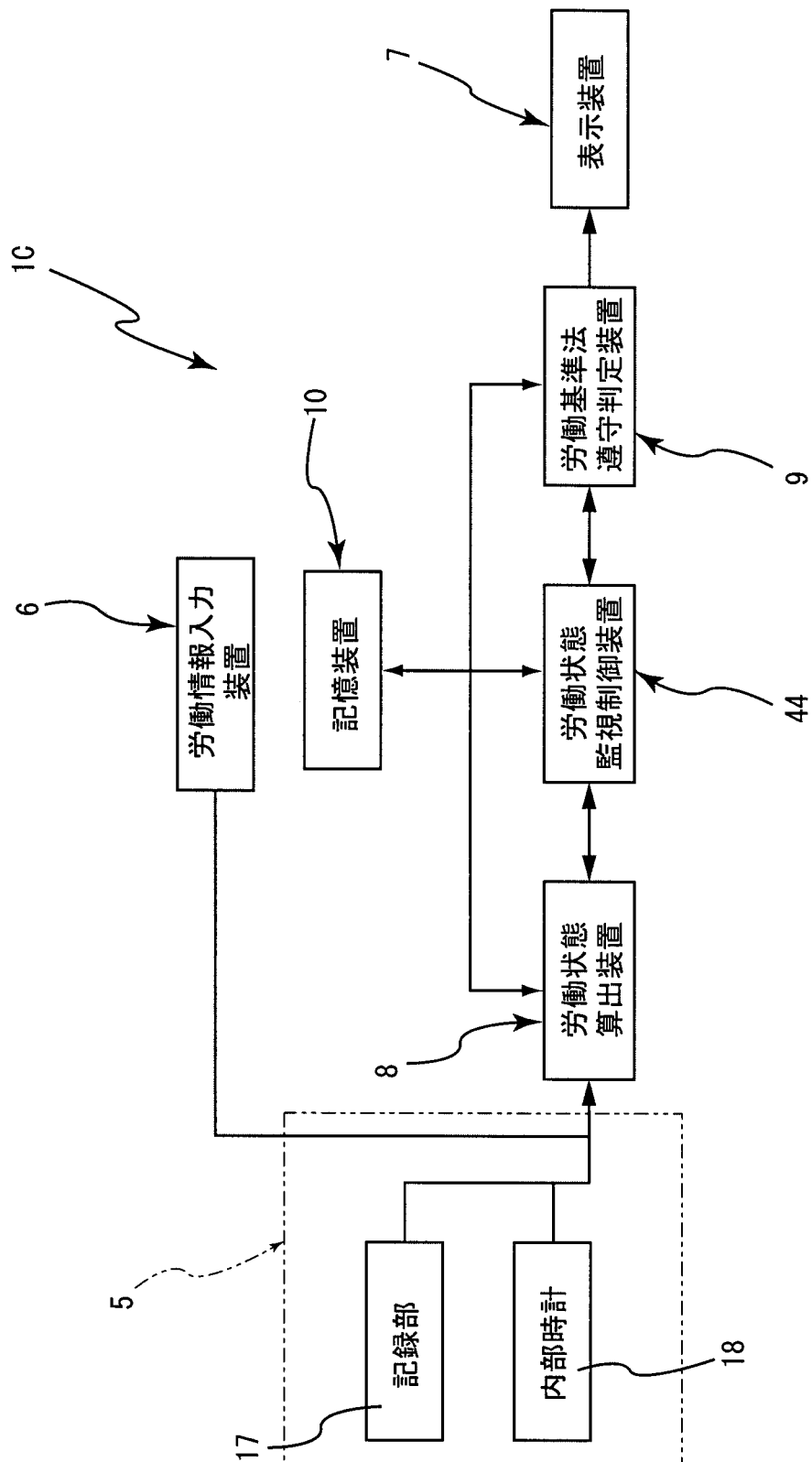
[図24]



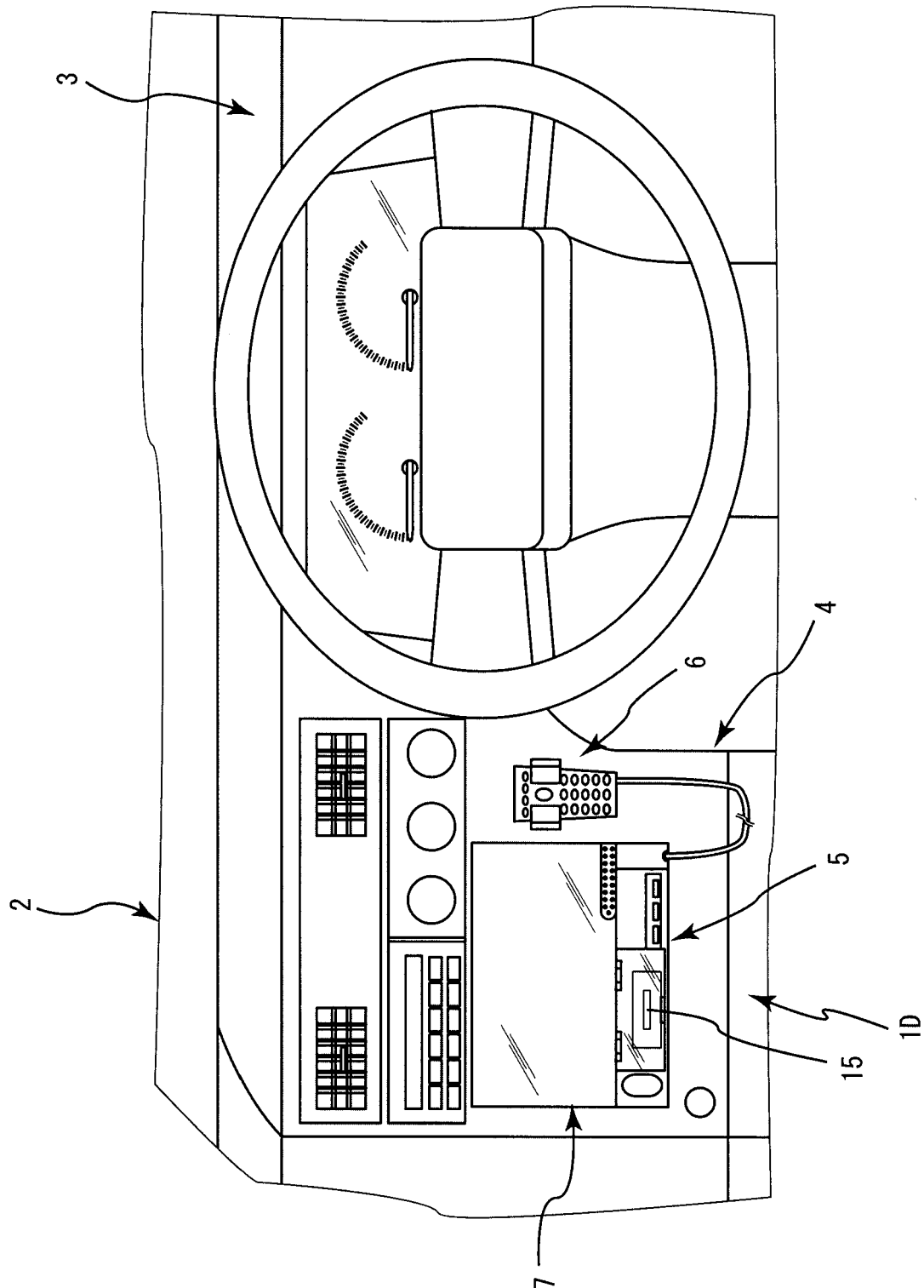
[図25]



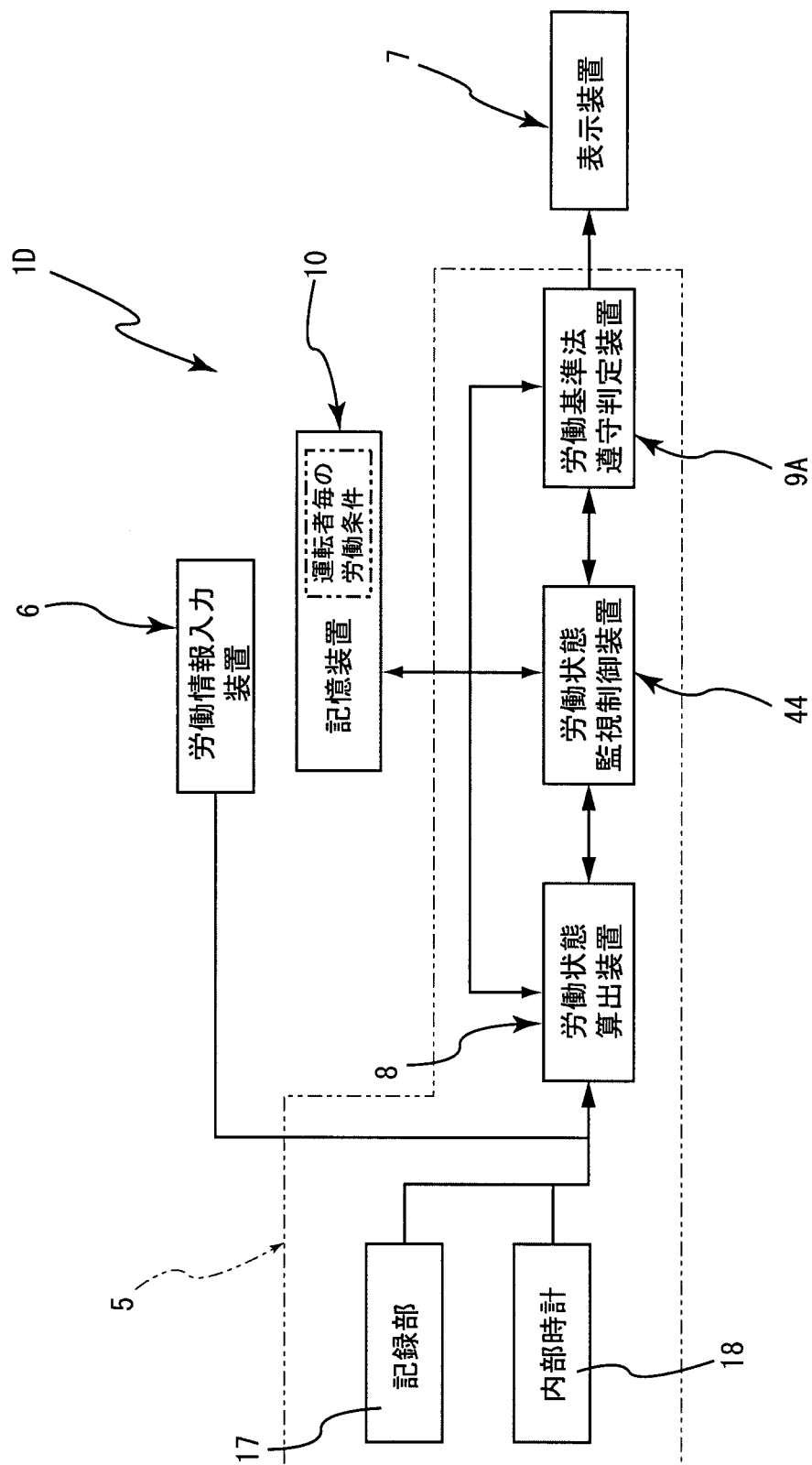
[図26]



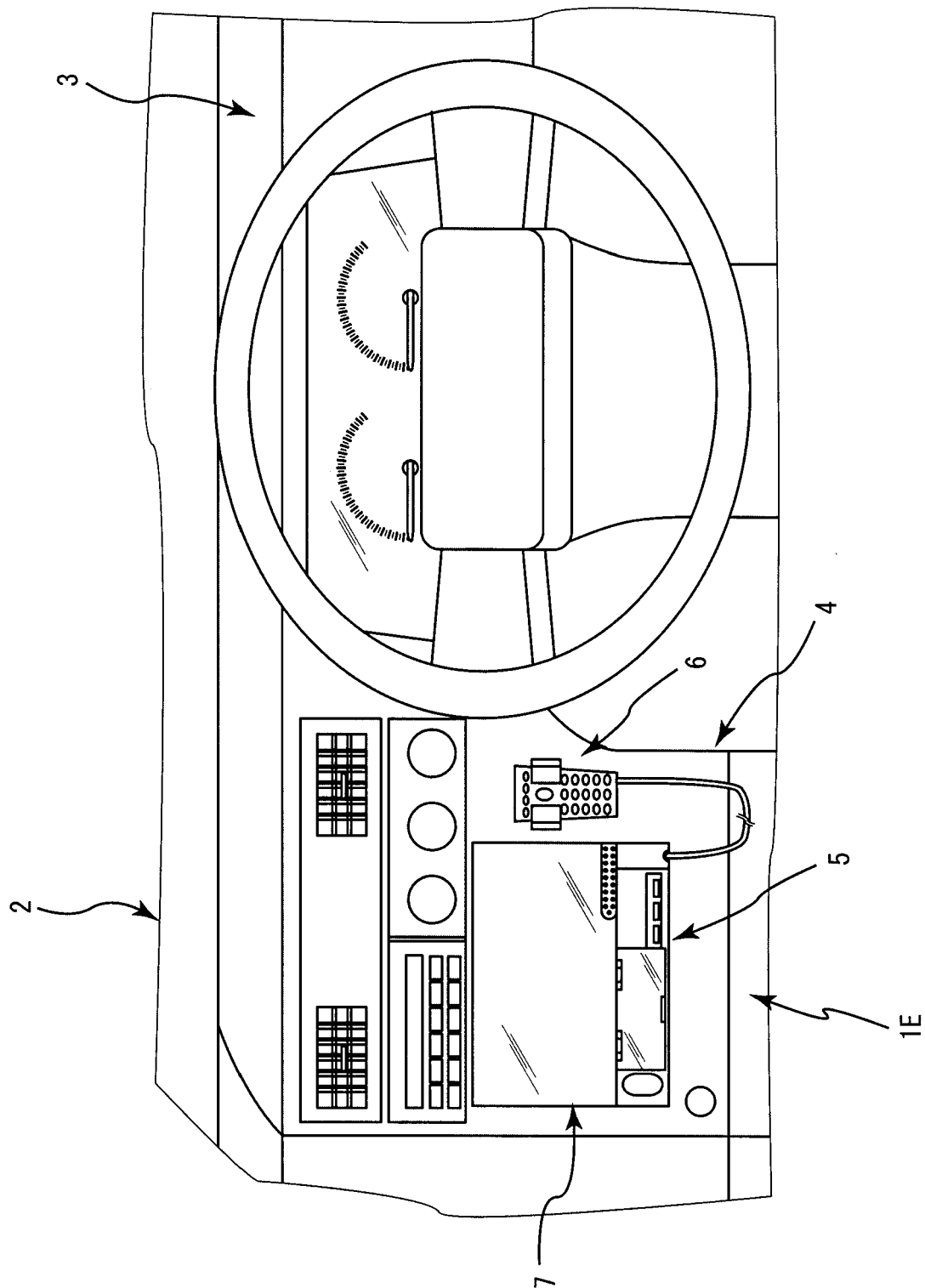
[図27]



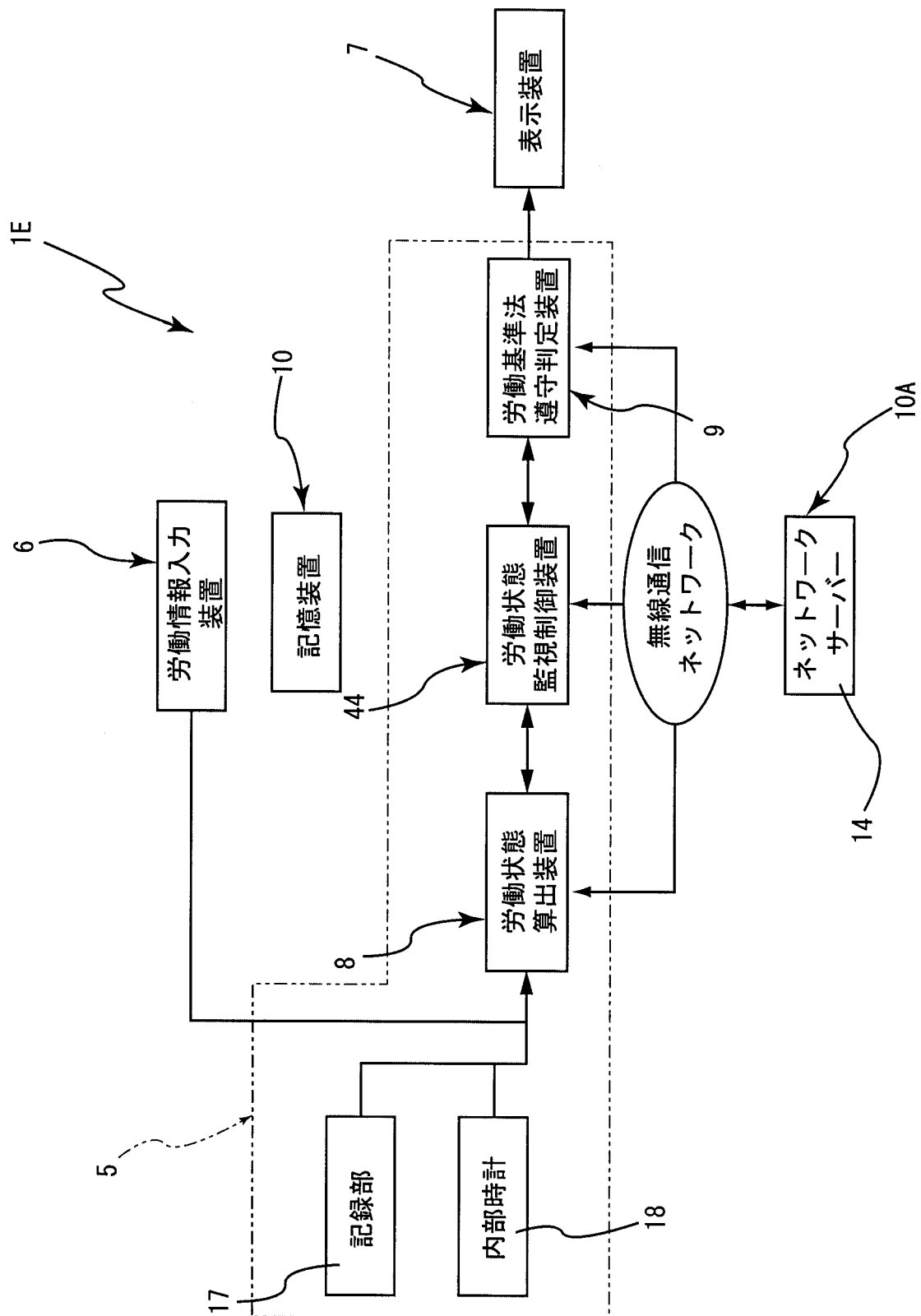
[図28]



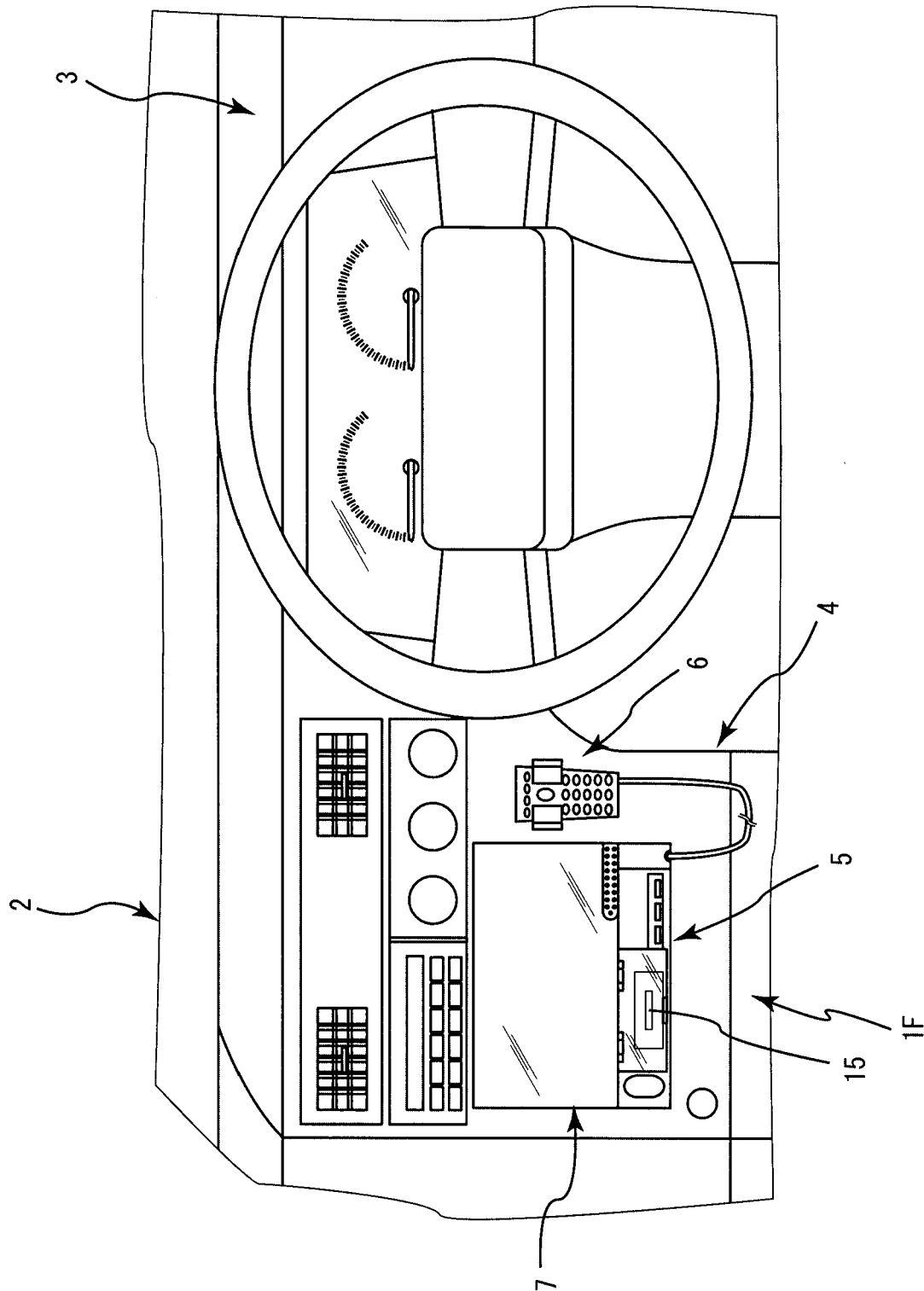
[図29]



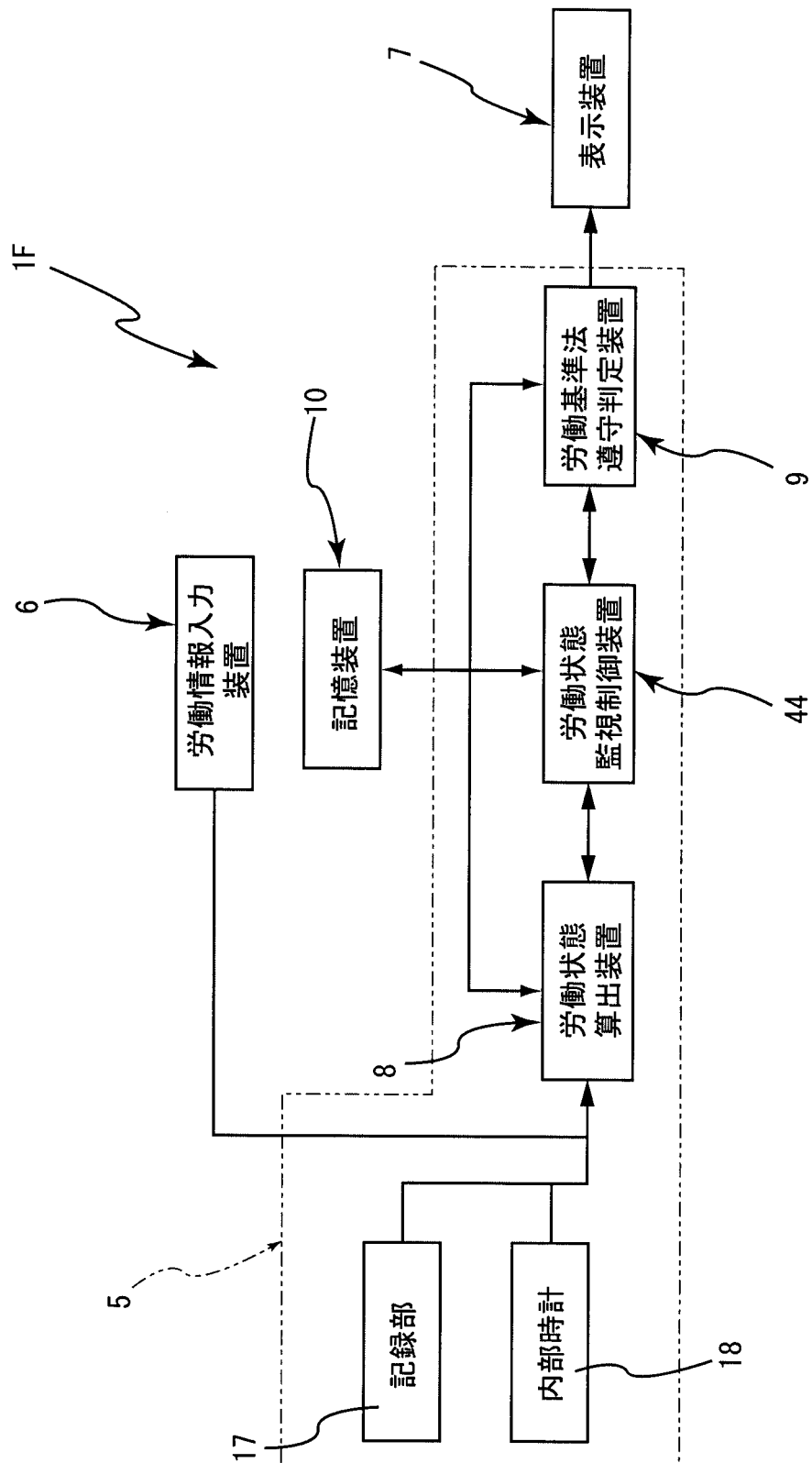
[図30]



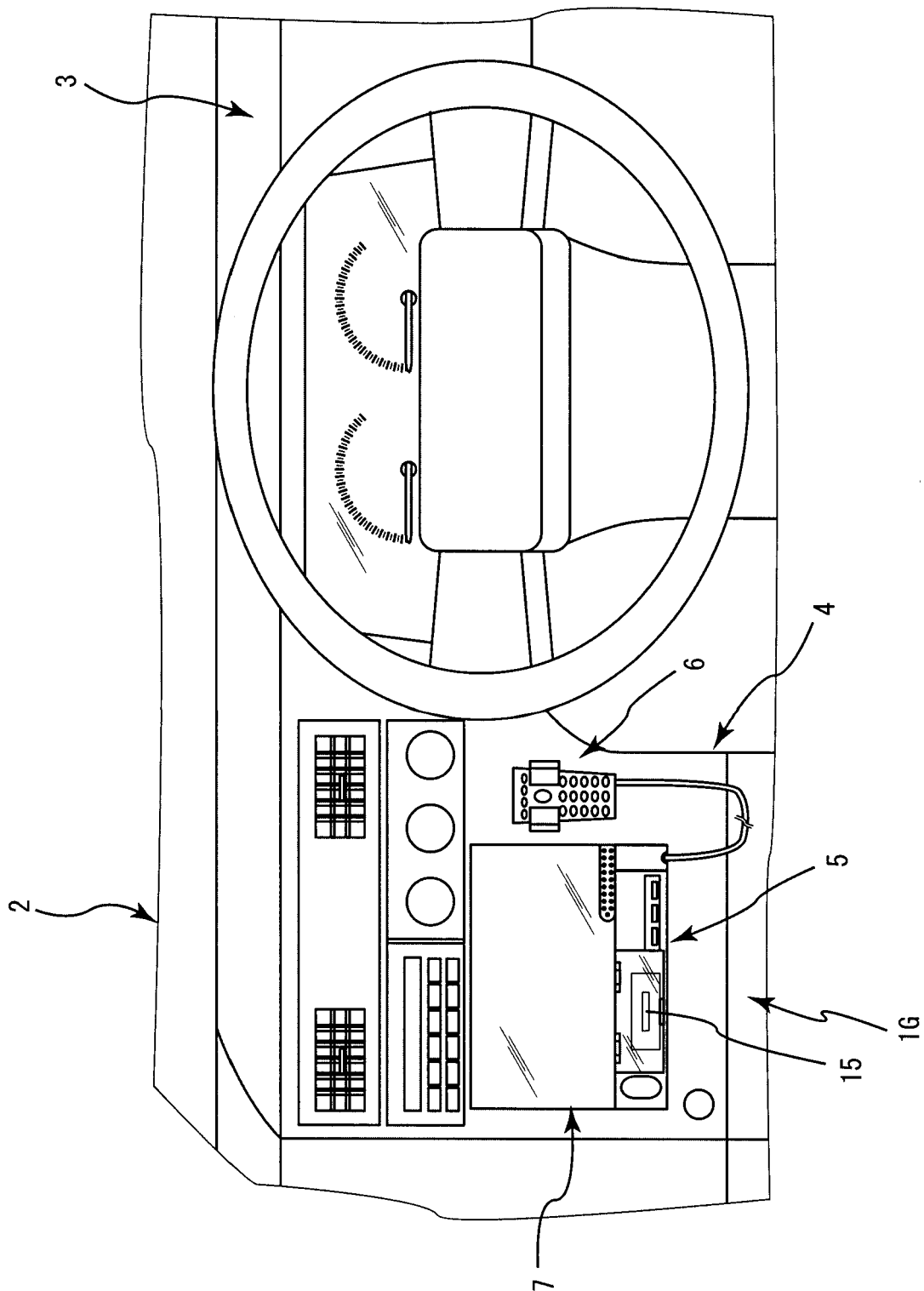
[図31]



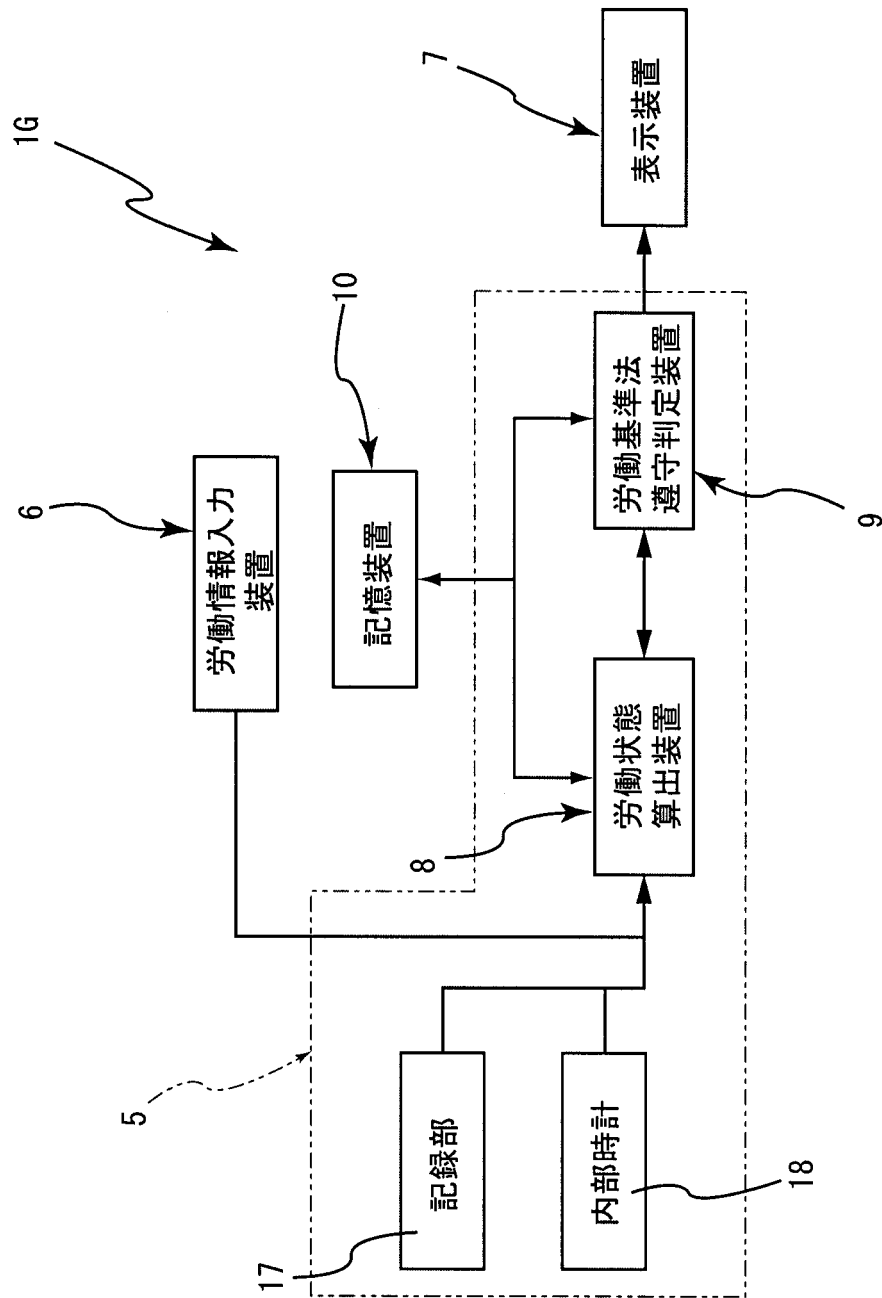
[図32]



[図33]



[図34]



[図35]

項目		改善基準の内容
拘束時間		1ヵ月 293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を越えない範囲内において320時間まで延長可) 1日 原則13時間 最大 16時間 (15時間越えは1週2回以内)
休息期間		継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分のあいだ1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可。 (一定期間における全勤務回数の1/2が限度)
	2人乗務の特例	1日 20時間 2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例	2暦日 21時間 2週間で3回までは24時間が可能。(夜間4時間の仮眠が必要) ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船中の2時間は拘束時間として取り扱い、それ以外は休息期間として扱う。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運転時間		2日平均で1日あたり9時間 2週平均で1週間あたり44時間
連続運転時間		4時間以内(運転中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要。)
時間外労働		1日、2時間、1ヵ月以上は3ヵ月、1年の上限を労使協定で結ぶ。
休日労働		2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む。)を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
休日の取り扱い		休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局の定めにより適用除外。

特例の組み合わせ

項目	内容
2人乗務の時の分割休息	適用しない。
フェリー乗船時の分割休息	適用しない。

[図36]

改善基準に係わる監督指導実施状況(道路貨物運送業)

年別	監督実 施事業 場(件)	改善基 準違反 (件)	違反比率 (%)	基準違反の内容(件)					
				拘束 時間	最大 拘束 時間	休息 期間	最大 運転 時間	連続 運転 時間	休日 労働
平成18年	42	31	73.8%	20	25	21	18	26	0
平成19年	26	23	88.5%	17	20	16	13	22	1
平成20年	49	34	69.4%	25	31	25	17	25	3

[図37]

貨物自動車運送事業者に対する監査及び処分状況

年度別	監査 件数	処分状況			
		処分なし	文書警告	車両停止	事業停止
平成18年	37	3	10 (9)	23 (14)	1
平成19年	29	4	4 (1)	21 (18)	0
平成20年	42	9	5 (5)	28 (22)	0
計	108	16	19 (15)	72 (54)	1

※ 処分状況の（ ）は、処分対象となった違反項目に改善基準告示違反が含まれている件数。

※ 20年度の車両停止件数は、今後、処分が見込まれる件数(13)を含む。